

第 5 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 26 年 5 月 30 日 開 会

平成 26 年 6 月 6 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 5 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（5月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○陳情第2号の上程、委員会付託	11
○散会の宣告	11

第 2 号（6月4日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15

○一般質問	1 5
工 藤 幸 子 君	1 5
夏 堀 文 孝 君	2 0
中 舘 文 雄 君	3 2
立 花 寛 子 君	4 0
○散会の宣告	5 0

第 3 号（6月5日）

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○職務のため出席した者の職氏名	5 2
○開議の宣告	5 3
○一般質問	5 3
工 藤 久 夫 君	5 3
川守田 稔 君	6 7
八木田 憲 司 君	7 7
○散会の宣告	8 2

第 4 号（6月6日）

○議事日程	8 3
○本日の会議に付した事件	8 4
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○職務のため出席した者の職氏名	8 5

○開議の宣告	8 6
○報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
○報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○報告第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○報告第 1 0 号の上程、説明、質疑	1 0 3
○報告第 1 1 号の上程、説明、質疑	1 0 4
○報告第 1 2 号の上程、説明、質疑	1 0 5
○報告第 1 3 号の上程、説明、質疑	1 0 6
○報告第 1 4 号の上程、説明、質疑	1 1 0
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○陳情第 1 号及び陳情第 2 号の委員長報告	1 2 0
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○常任委員会報告	1 2 3
○委員会の閉会中の継続調査の件	1 2 3
○議員派遣の件	1 2 4
○日程の追加	1 2 4
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○閉会の宣告	1 2 5
○署名議員	1 2 9

平成 2 6 年 5 月 3 0 日（金曜日）

第 5 7 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第57回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年5月30日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第49号 南部町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第50号 南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 陳情第2号 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
17番	坂 本 正 紀 君	18番	東 寿 一 君

欠席議員（2名）

12番	工 藤 幸 子 君	16番	工 藤 久 夫 君
-----	-----------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
健康福祉課長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農村交流推進課長	西 村 幸 作 君	商工観光課長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第57回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） 去る5月23日に議会運営委員会を開催し、第57回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が条例の制定など4件、補正予算1件、報告11件でございます。そのほかの案件といたしましては、陳情1件、常任委員会報告などがございます。一般質問は7名から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

また、陳情書につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日5月30日から6月6日までの8日間といたしました。なお、5月31日と6月1日は休日のため、6月2日と3日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番沼畑俊一君、7番根市勲君を指名します。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日5月30日から6月6日までにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月6日までの8日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました8日間の会期中、5月31日、6月1日は休日のため、6月2日、3日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。朗読は省略します。

今期定例会の上程は町長提出議案5件、報告11件のほか、陳情1件、常任委員会報告などです。

日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第57回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、増田寛也前岩手県知事を座長とした有識者でつくる、日本創世会議の人口減少問題検討分科会が発表した提言であります「ストップ少子化・地方元気戦略」については、30年で若い女性が半減するという衝撃的な見出しで報道され、全国の自治体のみならず、多くの住民や関係者に厳しい現実を改めて提起した形となりました。

人口減少問題に関しては、南部町総合振興計画後期計画においても、厳しい推計がなされており、また、平成23年２月21日に、国土交通省所管の「国土審議会政策部会長期展望委員会」が発表した「国土の長期展望中間とりまとめ概要」においても、全国的な人口減少と三大首都圏への人口集中、生産年齢人口の大幅減少が懸念されており、当町をはじめとした各自治体において、子育て支援策の強化など、様々な対策を講じているわけではありますが、その効果は一朝一夕に現れるものでもなく、なかなか決定打がない現状を示しているものと思われます。

しかし、それでも将来に向けた対策を行うことは重要なことであり、「ストップ少子化・地方元気戦略」にもあるように「対策は早ければ早いほど効果がある」という意見にはまさに同感であります。

しかし、人口減少問題は日本全体の重要課題であり、一つの自治体だけで効果が表れるものではありません。若者の大都市への流出問題など、国が取り組まなければ解決できない事案については国主導による恒久的な対策を実施することを強く要望していきながら、町のやるべきこととして、それぞれの市町村が少ないパイを奪い合うような政策だけに走るのではなく、南部町発の

子育て支援策や定住促進策を打ち出し、「子どもを産んで良かった」「南部町に住んで良かった」と思われるような町づくりを全国に発信できるよう、職員と一緒に知恵を絞っていきいたいと考えているところであります。

その一つとして、住みたいと感じるには、安全であることが大前提となります。これまで、幾度となくはん濫を繰り返してきた馬淵川につきましては、抜本的な洪水対策が早期に実施されるように、国や県に対して強く働きかけ、その対策が実施されているところでありますが、平成27年度を完成目標とする現在の河道掘削事業を第一段階として、堤防の嵩上げ等、住民の方々に安心感を持ってもらえるような対策を、スピード感を持って実施していくよう、さらに強力に取り組んで参りたいと思っております。

また、今年の大雪によるビニールハウスの倒壊等により、町の基幹産業である農業は大きな被害を受けました。安心して生活していくためには、経済基盤の安定が欠かすことができません。今議会におきましても関連予算を計上しておりますが、このような自然災害に対しましては、国や県の対策を踏まえながら、町としてできることを確実に行っていきいたいと考えております。

明後日には、関係各位のご理解とご協力により完成しました南部町医療・健康センターが業務を開始いたします。子どもからお年寄りまで、町民が健康で、長生きして楽しく暮らすことができる南部町を目指し、保健・医療・福祉の包括的なサービスが提供できる拠点施設でありますので、町民の期待に応えることができる施設になるよう、職員共々、気持ちを新たに、一層取り組みを強化していきたいと考えております。

また、新聞にも取り上げられましたので、ご承知のこととは思いますが、今年度は、中国語の堪能な職員を募集しております。これまでも、平成23年度には英語、昨年は韓国語の相当高いレベルの能力を有する職員を採用しております。これは、当町の主要産業である農業や観光の海外展開を視野に入れ、将来の国際グリーン・ツーリズムの推進へ向けた募集であります。同時に、「カネ」も「ヒト」も少なくなっていく時代において、喫緊の課題である人口減少問題をはじめとした山積する難題に立ち向かっていくためには、職員の資質向上と、レベルアップが欠かせないと考えているからであります。

職員として当然必要な能力と資質に加え、外国語を非常に高いレベルで習得した積極性とグローバルな視野を持つ、プラスアルファの能力を兼ね備えた職員を採用することにより、新たな風を町全体に吹き込み、さらに職員研修を充実させていくことで、職員全体の意識改革を図って参りたいと考えております。

「言うは易く行ふは難し」と申しますが、町民が夢を持ち、未来を語ることができる南部町が、

将来に渡り続いていくため、議員各位や町民の皆様の知恵とお力も借りながら、職員一丸となって取り組んでいく覚悟であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして順にご説明申し上げ、審議の参考にしたいと存じます。

まず、初めに、専決処分した事項の報告及び承認を求める事項といたしまして、報告第4号、「南部町町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部を改正する法律が公布されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、「平成25年度南部町一般会計補正予算」であります。特別交付税等の収入金額の確定及び事業費の精査等により、歳入歳出それぞれ2億1,585万1,000円を追加し、予算の総額を107億2,031万4,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第6号、「平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算について」であります。平成25年度に会計を廃止することに伴う事業費の清算のため、歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、予算の総額を59万7,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第7号、「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号、「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。報告第7号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第9号、「南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第10号、「損害賠償の額を定め和解することについて」であります。専決第9号は、去る2月18日、平字虚空蔵地内で発生した、町所有のバスによる物損事故に関して、また、専決第10号は、去る3月18日、平字若宮前地内で発生した、職員が運転する公用車による物損事故に関して、以上の2件について相手方と和解を成立させたこと、及び損害賠償の額を決定することについて専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第11号、「平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、並びに、報告第12号、「平成25年度南部町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について」、報告第13号、「平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算繰越計算書について」であります。繰越明許費につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書を調整して報告するものであります。

次に、報告第14号、「財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」であります。平成25年度の経営状況を説明する資料としまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第49号、「南部町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。名川分庁舎から南部町医療・健康センターへの業務移転に伴い、名川分庁舎の規定を削除するものであります。

次に、議案第50号、「南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」であります。名川分庁舎から南部町医療・健康センターへの業務移転に伴い、名川分庁舎の掲示場を南部町健康センターに変更するものであります。

次に、議案第51号、「南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。長期間に渡ることの多い行方不明者の捜索活動に関し、1日5時間以上に及ぶ場合の費用弁償の額を、2倍に増額するものであります。

次に、議案第52号、「南部町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について」であります。南部町在宅介護支援センターの業務が、南部町地域包括支援センターに統合されたことに伴い廃止するものであります。

次に、議案第53号、「平成26年度南部町一般会計補正予算について」であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億940万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ104億940万9,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、大雪により農業用施設が被災した農家に対して、復旧・撤去費用を補助するもので、新たに農業振興費に9,254万7,000円を計上したほか、働く世代の女性支援のための「がん検診推進事業費」として355万1,000円。宝くじ助成事業が確定したことによる、コミュニティ推進事業費として250万円を計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提

案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、議案第49号、南部町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、説明資料に基づきまして説明させていただきます。お手元に配布されております説明資料の8ページでございます。

議案第49号、南部町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただ今、町長から提案理由がございましたとおり、改正内容につきましては平成26年6月1日より開業する南部町健康センターに、名川分庁舎内の行政組織である健康福祉課及び住民生活課名川サービス班が移転することに伴いまして、名川分庁舎の行政組織がなくなることにより、名川分庁舎の規程を廃止するものでございます。

施行日は、平成26年6月1日からでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、議案第50号、南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 同じく説明資料の8ページでございます。議案第50号、南部町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども。

先ほどの議案で提案させていただきました、南部町名川分庁舎が廃止する事に伴いまして、南部町公告式条例において規定している条例規則及び規程等を交付又は公表する掲示場の場所を南部町健康センターの入口付近へ、掲示場の位置を変更するため所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成26年6月1日からでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

陳情第 2 号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第 7、陳情第 2 号を議題とします。

本日までに受理した陳情 1 件は、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、お手元に配布しました
請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

なお、総務企画常任委員会は、本日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

6 月 4 日は午前 10 時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力まことにありがとうございました。

（午前 10 時 23 分）

平成 2 6 年 6 月 4 日（水曜日）

第 5 7 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第57回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年6月4日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 町内小中学校図書室の充実について
2. 中山間地域道の整備について

5番 夏 堀 文 孝

1. 包括システムと医療健康センターの今後の運営方針について

3番 中 舘 文 雄

1. 防災公共の推進について

14番 立 花 寛 子

1. 憲法を取り巻く環境について
2. 教育委員会制度の改定について
3. 中学生健診について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君

17番 坂 本 正 紀 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画財政課長	小笠原 覚 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住民生活課長	佐々木 俊 昭 君
農 林 課 長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	工 藤 元 次 君
町 営 市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第57回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について、町長また関係各位からご答弁をお願いいたします。

まず、1点目でございますが、南部町小中学校の図書室の本充実について、本の充実つくりと点検についてであります。

国は20世紀が終わりを告げようとしていた2000年12月、総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議は現行の教育システムが危機に瀕しているという警鐘を鳴らしております。いじめ、不登校、校内暴力、学校崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発等、教育をめぐる現状は深刻であり、このままでは社会が立ち行かなくなる危機に瀕している。子供はひ弱で、欲望を抑えられず、子供を育

てるべき大人自身がしっかりと地に足をつけて人生を見ることなく、利己的価値観や単純な正義に陥り、時には現実を区別できなくなっている。また、自分自身で考える想像力や、自分から率先する自発性と勇気、苦しみに耐える力、他人への思いやり、必要に応じて犠牲心を発揮する意志を失っていると、教育と社会の現状を憂いているのであります。

そこで、21世紀の教育を考える上で、子供の社会性を育み、自立を促し、人間性豊かな日本人を育成する教育実現し、一人一人の持って生まれた才能を伸ばすとともに、それぞれの分野で創造性に富んだリーダーを育てる教育システムを実現するということが重要であると指摘いたしました。

そこで、学校に必要なことは、児童生徒に教育活動として知識を与えることはもちろん、素材として失敗を繰り返しながら訓練を積み、児童生徒の思考力を向上させることであるとすれば、学校図書館の存在意義も明確となるのであります。学校図書館は学校教育活動の一環として、学校教育の場に欠くことのできない施設であるからであります。

学校図書館は、図書館資料を通じて児童生徒のみならず、教員に対しても同様に思考訓練を行う場所として存在する。学校図書館において展開される読書活動も当然、児童生徒の感受性を育て、他人を思いやる気持ちを育むための思考訓練となるのであります。児童生徒一人一人が多様なメディアを使いこなして、思考訓練を積み上げていく作業もまた学校教育の大きな意義であります。学校図書館は、それらを担う重要な施設として機能しなくてはならないのであります。

ちなみに、2000年前と2000年後の利用状況は、まずは読む力は同じく38%、文章を書く力はほぼ同じく65%、人と話す力は30%伸びて38%、尊敬語の区別が45%、表現力は5%下がって40%となっており、漢字の知識は30%下がって60%となっております。

1カ月の読書の現状として、小学生は月に16冊以上と多く読書する人、続けて10冊あるいは15冊読む人合わせますと26.7%に上り、3人に1人は1カ月にゼロ冊と、不読者は3人に1人の割合で存在しますが、これは部活動への参加や塾通いと、中学生になって読書量が停滞するのであります。

そこで、まずは学校図書館をたくさんの生徒が活用できるようにするために、学校図書館の決まり、貸し出しと返却の整理確認、学校図書館の環境整備、子供たちが飛びつくような本の数の拡大、貸し出しを事務的に整備して、より多くの子供たちに早目に回転、見せることができるための事務の確認、徹底しなければならないと考えるのですが、小中学校の図書館について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目ではありますが、中山間地域道の整備についてであります。

農作業の効率について。日本の国土面積の70%を占める中山間地域。しかし、今や過疎化、高齢化、集落崩壊等に直面しており、高齢化率はおよそ30%以上と、極めて高いであります。また、この地域はまとまった農地が少なく、機械化が困難でコストが高く、生産条件の不利な農地が多い。農業そのものについては国際的な貿易競争を必要とされている情勢の中で、農業政策は従来の価格支持政策から市場原理の導入への転換、農業者に交付する直接支払制度が導入されています。

対象となるのは、原則として農山村法や過疎法など地域振興8法の指定を受けた地域の急傾斜面や生産条件の悪い農地であります。このほかに耕作放棄の懸念がある地域等についても対象としているため、中山間地域のほとんどが対象となる。さらに、市町村に裁量を与え、弾力的な運用が可能になるように配慮されているのであります。しかし、よく見る農道は、順番を視野に入れるのか、それとも不完全農道をよく見かけるのですが、町民自身が自分の分野だけの中途半端な農道なのか、あるいはその先は不必要と判断しているのか、過疎化、高齢化、集落崩壊、農家の繁栄のため、確認いただきたく、ご答弁を町長にお願いするものであります。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の小中学校図書室の充実についてであります。町のほうも今、毎年、図書購入費として各小学校、中学校に予算計上いたしまして充実を図っているところでございます。詳しくは教育委員会のほうから答弁をしてみたいと思います。

私からは、2点目の中山間地域の農道についてお答え申し上げます。

現在行われております中山間地域の道路整備は青森県営中山間地域総合整備事業、これは県が事業主体となっております。平成22年度から27年度までの6年間で、農道15路線や集落道4路線などを整備することとしているものであります。農道に限らず、集落道も含め、道路整備などは工事に必要な土地について、その土地所有者と売買契約を行った後、速やかに登記手続を行い、事業主体である青森県に所有権移転登記が完了してから着工することとなっております。

議員ご指摘のとおり、途中で整備がとまっている状況で、農作業に影響しているように見受けられる路線がございます。これは、土地所有者から用地協力の承諾は得ているものの、その土地

が数世代にわたる相続手続がされていないものや、用地交渉に時間を要しているなど、用地取得ができないでいることが主な理由となっております。

残された事業期間中に全区間整備を完了すべく、引き続き用地確保に努め、県並びに地元との連携を密にしながら事業を推進してまいりたいと思っておりますので、またご協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、工藤幸子議員にお答え申し上げます。

まず、本の充実に向けた取り組みについてでございますけれども、小中学校図書の整備目標として学校図書館図書標準ということが文科省から示されております。平成23年度には国からの住民に光をそそぐ交付金、これを活用いたしまして、町内の小中学校合わせて4,800冊を購入いたしました。そういうことから、購入前の小中学校の学校図書館図書標準に対する充足率、平均で86.5%でありましたけれども、購入後は93%と向上しております。

また、毎年度、図書購入費として、町として1校当たり、小学校には10万、中学校には20万、そういうふうな予算措置をとりまして、計画的に本の更新含めて蔵書をふやしているところでございます。

今後も、本のほかに映像資料などを含めた充実を図りながら、児童生徒に読書の楽しさ、また大切さを伝える場として、今後調べ学習など、自発的、主体的な学習を支援する場として機能を発揮できるように、関係機関の協力を得ながら整備してまいりたいと思っております。

次に、貸し出し、返却など、図書の点検を実施しているかについてお答え申し上げます。

現在、町内の各小中学校では図書の貸し出し、返却、点検等を行うために、小学校では児童会、中学校では生徒会、この中に図書委員会を組織し、より多くの児童生徒に学校図書室を利用していただくためにさまざまな活動を行っております。さらには、保護者のほかに地域で活動されている「おはなしの会」会員、南部町には3グループあります。福地には2つのグループ、名川には1つのグループ、3グループあります。さらには、学校支援ボランティアの方々の協力を得ながら、新しい本のカバーがけ、またはラベル張り、そして破損、また汚れた本、そういうこともろもろ、破棄する図書、そういう選別作業もボランティアの方、また会員の方の協力をいただいております。

昨今、携帯電話またはスマートフォン、こういう情報機器の本当に発達によりまして読書離れが進んでいるということ、これは日本全体の一つの大きな課題になっております。小学校の段階から読書に親しむ環境づくりを今後とも学校と協力し合い、図書委員会や地域の方々のご協力を得ながら、学校図書の充実と環境整備などに努めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 返却であります。きょうから何日まで借りますと、恐らくそういう手順でやっていると思いますけれども、そこまではいいんですけれども、なかなか日にちに返ってこない。それを見たい子供たちが右往左往していると、そういう状態もわかっているというか、話を聞いていますので、そういうことのないように、一つの基準にちゃんと生徒が応えることができるという、それも一つの教育だと思います。そういうことで、一番大事な目の届く、見やすい場所、図書だと思います。ですから、もう少し吟味して運用してほしいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、農道に関してはまだまだ個人的にもいろいろな意見が出ておりますけれども、目標の順だとは思いますが、できるだけ町民に、農民に納得のいく言葉なりなんなりをお知らせしていただければいいかなと思います。

農林課長さん、急で申しわけないんですけれども、先ほどお願いしていた、質問に対してお答え、大丈夫でしょうか。

○議長（坂本正紀君） 質問は町長に対しての質問でしょう、一般質問は。

○12番（工藤幸子君） 町長さんは、もう頑張ってやるということにご返事をいただきましたので、ただ、その内容を少し……。

○議長（坂本正紀君） 一般質問は町長に対しての質問になっておりますので……（「はい、わかりました」の声あり）課長のほうは遠慮させていただきます。

○12番（工藤幸子君） そうですか。はい、わかりました。

○議長（坂本正紀君） 別の機会に農林課長のほうにお聞きしてください。

○12番（工藤幸子君） はい、わかりました。

○議長（坂本正紀君） 町長、答弁ありますか。町長のほうから、どうぞ、一般質問ですので。町長。

○町長（工藤祐直君） 農林課長も同じ認識でいると思います。我々も事業を着手した場合に、期間内にやっぱり事業を完成したいという思いで取り組んでいるわけですが、先ほども申し上げました用地交渉という部分がどうしても絡んできます。できるだけ私どもも理解をいただきながら、期間内に工事ができるように最善を尽くしてまいりたいと思っております。一般質問については各担当課長たちとも一緒になって協議して答えておりますので、農林課長も同じ考えでいると思っています。

○議長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町長さんも課長さんも統一した内容でおられるということ、そうすれば、いい結果がそろそろ出てくるのかなとご期待申し上げて、終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

5番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（5番 夏堀文孝君 登壇）

○5番（夏堀文孝君） 皆さん、おはようございます。

今定例会における私の質問は、包括ケアシステムと医療健康センターの今後の運営方針についてでございます。

工藤町長が合併以前から最重要事業として進めてきた南部町医療健康センターが、念願かなって6月に約28億の予算を投入して完成いたしました。医療健康センターは青森県で進めている地域包括ケアシステムの拠点として機能を備えるということで、役場機能、健康福祉課なども入っ

てございます。

包括ケアシステムとは、町民の健康・医療・福祉にかかわる最善のサービスが体系的に切れ目なく提供されるとしておりますけれども、いまいち町民の方々には理解できない点があるのではないのでしょうか。

そこで、今定例会ではその部分も含めて、わかりやすく、できれば具体的な例なども出して説明していただきたいという思いがありまして、この質問を取り上げた次第でございます。

また、包括ケアにおける民間組織のかかわり方、病院としての今後の運営に関しても、町長はどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

それでは、まず1点目として包括ケアシステムの拠点としての役割、できれば具体例などを出してわかりやすくご説明をしていただければと思います。

2点目として、八戸市と定住自立圏協定を結んでおりますけれども、八戸市との医療連携はどのように現在なっていますか。

また、3点目として、包括ケアシステムにおける民間の医療団体、福祉団体などの連携、かかわりは現在、今後どうなっていくのか。

4点目として、今後、将来この医療健康センター、特に病院部門でございますけれども、公営として存続していくのかの4つのことについてご質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

その前に、6月1日、議員各位の皆さんからもご理解をいただきまして、医療健康センターがオープンすることになりました。本当にここからが新たなスタート、そういう思いで現場とまた我々行政と一緒にあって、住民の皆さんが本当に安心できる、そういう医療健康センターにしたいと思っていますので、今後ともまたご指導ご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは初めに、1点目の医療健康センターの包括ケアシステムの拠点としての役割についてのご質問であります。まず包括ケアシステムの概要をご説明申し上げたいと思います。

県におきまして、平成10年度に青森県保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進方策という包括ケアシステムに関する指針が策定されたところであります。その後、平成14年度及び平成25年

度に内容が見直され、現在に至っているところであります。当町における包括ケアシステムにつきましては、県のこの指針に基づきまして推進を図ってきたところでございます。

指針では、住民が住みなれた地域で健やかに生きがいを持って生活していくためには、利用者の視点に立って、保健・医療・福祉サービスが必要なときに適切な内容で総合的、一体的に提供される包括ケアの提供が望まれる。この包括ケアを提供するため、サービス提供にかかわる機関がお互いの機能や役割を持ち寄り、連携を図ることで課題を克服し、サービスのすき間を埋め、全ての分野における予防へとつなげていく仕組みが保健・医療・福祉包括ケアシステムです、としてあります。

急性期の治療を受けた後や慢性疾患を抱えている住民に対しましては、医療分野や介護を含む福祉分野のさまざまなサービスが必要なときに一体的に提供されることで、地域で安心して生活することができます。また、支援を要する状態の住民に対しましては、保健・医療・福祉の各分野の幅広い関係者が連携し、ほのぼの交流協力員や民生委員、町内会などといった地域資源も活用し、必要なサービスを提供する仕組みを整備し、対応していくことが必要であります。さらに、保健分野におきましては、保健師が地域を訪問する地区活動を通じまして、介護、福祉サービスを必要とする方を発見した場合には、その情報を介護、福祉分野につなぎ、必要なサービスが提供されるようにいたします。そして、生活、人生の質を高めていくためには、健康寿命をできるだけ延ばしていくことが大切であり、そのためには保健分野以外の各分野におきましても予防の視点を持ち、第1次予防、第2次予防、第3次予防の各段階で保健・医療・福祉の連携を深め、予防に取り組むことが重要であります。

これまで保健・医療・福祉の連携が重要であるとして説明してきましたが、連携、つまりそれぞれの分野の関係者の話し合いの場となるのが地域ケア会議でございます。地域ケア会議は、保健福祉課内にある地域包括支援センターが担当しており、会議の対象地区を旧町村別及び町内全体として、毎月4回開催しております。会議では、保健・医療・福祉の各関係者を初め、ケースによっては先ほど申し上げましたほのぼの交流協力員や民生委員などの方々、場合によっては民事訴訟の手續等ができる司法書士の方なども出席され、多職種による連携を図ることとしております。

なお、国におきましても地域ケア会議を重要視しており、他の市町村におきましても同様に取り組むこととなりますが、当町を含む地域の特性に応じた各分野における連携について、地域ケア会議の役割を充実させてまいりたいと考えております。

包括ケアシステムについての概要は以上でございます。

それでは、医療健康センターの包括ケアシステムの拠点としての役割について申し上げます。

医療健康センターにおきましては、包括ケアシステムにおける医療分野の一部として医療センターが行います。また、保健・福祉分野を健康センターがそれぞれ担っております。包括ケアシステムに関係する3つの分野の機関が1つの場所に立地しているところでございます。このことによりまして、保健・医療・福祉の常時の連携が可能となり、これまでと比較し、連携する時間を短縮することも可能になりました。健診や介護予防などが医療健康センターという1つの場所で行われることによりまして、さまざまな相談や各種の受け付け、サービス提供などの時間の短縮が図られ、より効果的な包括ケアシステムを推進していくことができると思っているところでございます。

次に、2点目の八戸圏域定住自立圏への医療健康センターの連携についてのご質問でございますが、八戸圏域定住自立圏構想は現在、平成26年度から30年度までの5年間を期間とする第2次の計画になってございます。八戸圏域定住自立圏構想におきましては、八戸市と事業に関係する圏域内の他の町村間で協定が締結され、第2次の計画である現時点では27事業が実施されているところであります。このうち当町が締結しているのは25事業でございます。この25事業のうち、医療健康センターに関連があるものとして、医療の分野における2事業、福祉の分野における7事業、安全安心なまちづくりの分野における1事業、合わせて10事業がでございます。

八戸圏域定住自立圏構想の事業は、ご承知のとおり中心市である八戸市があくまで主体となりまして、その事業を行う圏域内の他の町村と個別に協議を締結し、実施されているものでございます。

八戸圏域定住自立圏構想によります医療連携についての協定はしておりませんが、当町を含む八戸地域保健医療圏における自治体病院再編成計画において、中核的基幹病院として八戸市立市民病院、五戸町、三戸町、おいらせ町、南部町の各町立病院を地区拠点病院として、各自治体病院が持つ医療機能を活用した連携強化を図り、地域住民が安心して医療サービスを受けられる体制の充実と、病院と病院間、病院と診療所間において一貫した診療が行えるよう、医療連携を推進しているところでございます。

また、医師の派遣においては、八戸市立市民病院からは臨床研修協力施設として研修医の受け入れ、八戸赤十字病院とは整形外科医師の派遣、青森労災病院とは泌尿器科、眼科及び整形外科の医師の派遣を受けております。

医療の連携につきましては、国におきましても重要視している事項であり、定住自立圏構想や自治体病院再編成計画、あるいは包括ケアシステムの中などで今後とも議論されていくものと考え

えております。

ご質問の当町の医療健康センターに関連があるものとして、八戸市と連携し、何かしらの事業を実施するということにつきましては、八戸圏域定住自立圏構想の中に事業内容を話し合うワーキング会議というものがございますので、その可能性も含め、ワーキング会議の場で検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細についてもお聞きしたいということでございましたから、議長からもお許しをいただいて、10事業の当町との提携につきましては担当課長から説明させたいと思います。

続きまして、3点目の包括ケアシステムにおける民間の医療団体、福祉団体とのかかわりについてのご質問でございますが、1点目のご質問の答弁の中で申し上げましたが、包括ケアシステム、つまり保健・医療・福祉の連携の中でそれぞれの分野の関係者が話し合う、検討し合う場が地域ケア会議でございます。包括ケアシステムにつきましては、保健・医療・福祉にかかわる全ての機関が連携をするわけでございます。行政だけに限らず、民間の医療機関や社会福祉施設、介護保険事業所、NPO法人など、民間の団体の皆さんを初め、民生委員や町内会、老人クラブなどの地域住民の皆さんにおきましても適切な包括ケアの提供のために連携をより深めていただき、包括ケアシステムを推進してまいりたいと考えております。

また、地域ケア会議が話し合いの場、検討の場と申し上げましたが、会議の場だけに限らず、さまざまな場面で関係機関が連携しなければならないことが出てくるものと思います。民間の医療、福祉団体の皆さんにおきましては、当町の包括ケアシステムの推進のため、今後とも引き続きましてご協力をお願いいたしたいと思っております。

次に、今後も公営として運営していくのかについてお答え申し上げます。公営企業の経営形態の見直しにつきましては、地方公営企業法の一部適用のほか、法の全部適用、また地方独立行政法人化、指定管理者制度及び民間譲渡がございます。現時点におきましては、現状の地方公営企業法一部適用の公営で継続する方針であります。事業管理者に一定の権限と責任を持たせることができる地方公営企業法の全部適用による経営形態も視野に入れ、状況に応じた対応と検討が必要であると考えてございます。

以上、私のほうから答弁をいたしまして、また再質問等、詳細等に関しましては担当課長等が詳しい部分がございますので、その際においてはまた課長等からも答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 第2次八戸定住自立圏構想における南部町締結事業、医療健康センター関連としまして10ですね。医療の政策分野においては、救急医療体制の充実としてドクターカー運行事業、周産期医療体制の充実として周産期医療体制周知事業。福祉の政策分野におきまして、子育て支援の充実として4点。1つ目が特別保育事業、2つ目がファミリーサポートセンター事業、3つ目が子育て集いの広場、4つ目が子育てサロン事業。高齢者福祉の充実としまして、高齢者福祉合同研修会等の開催。障害者福祉の充実としまして2点。1点目が障害者福祉合同研修会等の開催、2点目が障害支援区分判定審査事務の共同実施。安全・安心なまちづくり政策分野におきましては、福祉避難所の整備、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用となります。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 再質問いたします。

平成21年、24回の議会のときにも、この包括ケアについて質問しました。言葉では、文章を見ると理解はできるんですけども、余りにも漠然としていて、実際じゃあ1人の町民がどういったこの包括ケアにおいて恩恵を受けるのか、そういったところを本来は具体的にお聞きしたいところでございましたけれども、用意がありましたらお願いしたいと思います。

医療健康センターにはヘリポートも整備されまして、八戸市との定住自立圏協定におけるドクターヘリ、ドクターカーの運行も効果的に連携が図られていくとは思いますが、ただ、八戸市、中核病院ということで市民病院がメインになっていくとは思いますが、八戸市の中でも大きな病院、日赤病院、労災病院、そういった病院がありますけれども、そういった病院とは今後、医療健康センター、医療センターのほうですけれども、こういった連携がとられていくのか、包括ケアの中においてですね。

例えば町の健康センターで健診したとして、他の民間の病院とか医療機関に受診したときに、データがないものですから、同じ検査をするという傾向にあるかと思います。そういった中で、住民の負担もふえるでしょうし、身体的にも金銭的にも負担がふえるだろうと。そういったときに、この包括ケアというものが確立できれば、本当に住民の方々もよりよいという思いがあります。そういった場合に、じゃあ今そういった民間の施設との連携がどのようにとれているのか、

そういったところももうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、福祉関係にしても、前の質問の際に民間等の施設とも情報を一元化して共有していかなければならないという町長の答弁があったかと思いますが、プライバシーの問題も含めて、そういった民間の施設とのどういった連携を現在、包括支援センターで今、会議でやっているという話でしたけれども、それもきちんとできていないような気がしますけれども、そういった部分も将来どういったかかわり合いをしていくのか。研修とかそういったものだけでなく、一人一人の住民の情報というものをどういうふうに持っていくのかというところもちょっと詳しく聞きたいと思います。

それから、これも平成21年3月で質問しましたが、当時は名川病院の運営に関してということで質問した記憶がございます。私も何度か名川病院を利用させていただいておりますけれども、全ての職員ではないと思いますけれども、対応の仕方、言葉遣い、そういったものが民間に劣る、ちょっと首をひねるところが往々にしてあります。ただ、私の父も名川病院でお世話になってみとっていただきましたが、その際に病院長が雨の中、外まで出て頭を下げて見送ってくれた、こういったあつい思いも記憶がございます。そういった中で、やはり職員の気持ちが全員が全員そうであってほしいんですけれども、そういった職員だけではないような気がしています。

私は、必ずしも民間にしたほうがいいのかという、そういうことでこの運営についてお聞きしているのではなくて、現在、名川病院、やはり病院運営に関しては病院長がかなりの権限を持っていると思いますけれども、どうしても行政で運営していますので、採用にしても人事にしても給料査定にしても、町も権限を持っている。そういった中で、職員がじゃあどっちを向いて、どっちの言うことを聞いて仕事をしていけばいいか、そういうことが往々にあると思います。やはり、そういった部分でかなりのというか、全ての権限を病院長に持たせて、皆が病院長のほうを向いて、命令系統が一つになるような、そういうあり方のほうがいいのではないかなと。公営でありながらも、それができるのではないかなと思って、運営についてという大きなくりで質問しましたけれども。

今新しく施設ができて、すばらしい施設ができ上がりました。そうなったときに、やはり箱だけ立派でも、中に働く職員が住民を見ていないと、そういうふうな形はまことによろしくない、そういうふうに思ってこの質問をしました。このことについて町長もまたこれからの意欲もあるでしょうし、そういったところも答弁いただければ再質問したいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私のほうから何点か答弁しまして、具体的な部分についてはまた担当課長、また事務長のほうからも答弁させたいと思っております。

まず、医療センターの今現在、一部適用で進めているわけでございます。議員の皆さんと九州のほうにも視察に行ってくださいました。今回の医療センターを進めていく中において、院長のほうとも話し合いをしまして、今、議員がお話しされた全部適用でいっても町のほうはいいというお話もいたしました。やはりその現場に権限も与えて、当然責任というのも伴うわけでございますけれども、最終的には今の形でいきたいということで、一部適用でいっているわけでございます。ただ、病院関係の採用につきましては、院長また婦長も入っていただいて、医療関係の採用につきましては現場の院長初め責任ある人たちの意見を重要視する中で採用は進めてございます。

今後、一段落といいますか、新たなセンターで落ちついてきた場合に、またどうしても現場のほうがそういう形がいいという形で、行政側と、我々と一致していかないといけませんので、全部適用になれば恐らく議会のほうにも今度は院長も出席するということになるのではないかなと。そういう時間的な部分というのも当然あると思いますし、どの方向が一番いいのか、これは常に全適に限らず、話し合いをしながら、そしてまた現場を持っている院長がどういう形のほうがいいかという部分をしっかりと確認しながら取り組んでまいりたいと思っております。

包括ケアのほうにつきましては、なかなか町民の皆さんが、じゃあ具体的にどうなんだろうかと、いろいろ広報等でも周知もしておりますけれども、関係されている方々ですと理解されている部分があると思いますが、全町民の方々にとなると状況はよくわからないという方々も大半ではないのかなと思っております。ただ、ここはしっかりと広報が一番まず住民の皆さんに周知、同じ情報内容を周知できるわけでございますので、例えばシリーズみたいな形で取り上げていくとか、そういうあれで興味をまず持っていただくような形で担当課含めながら広報担当、1回だけではなくて、続き、続きという形で取り上げていくことも大事だと思っておりますので、そこは関係課のほうでまたそういう形に進めていくように指示してまいりたいと思っております。

保健・医療・福祉、今一つの拠点で行うことによって、最初の答弁でも言いました、時間的な部分というのは間違いなく短縮できますし、医療センターと保健センターは廊下でつながっております。定期的な包括ケア、月4回の会議のみならず、それぞれ緊急な場合、そういう場合も保健センターのほうから医療センターのほうの職員にすぐ連絡できる、そういう対応もできくると思っておりますので、健康、保健業務から医療業務への迅速な対応、そしてまた退院された後

含めながら、医療業務から福祉分野、在宅含めながら、そういう部分というのは統一した中で取り組むことができるのではないのかなと。それがまさに包括、一体的に取り組んでいくシステムでございますので、いろいろまだまだ模索しながらという部分もあるんでしょうけれども、比較的早い時期に当町は取り組んでいるシステムでございますので、1つずつ確実に、そしてまた安心できる、また本人だけではなく、大事なのは家族の方々が安心できるというのが一番また大事ではないのかなと思っております。議員もお父さん入院されて、在宅介護のほうもしていましたし、そういう部分、やはり介護含めながら、在宅含めながら、寝込んでしまった家族の方というのは、私の父もそうでした、一番生活が変わってくるわけでございますので、そういう中でより安心できる、そういう部分をさらに強化してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは、医療連携の件のご質問にお答えいたします。

まず、健診等をした場合、データの今、医療センターのほうでは患者さんのデータはとって健康センターのほうに結果を通知しております。再検といいますか、精検する場合もそのデータを見ながら精検をするわけですが、その中でもうちの病院じゃなくて、先ほど言いました八戸市民病院とか日赤、労災病院のほうに行ったほうがいいという判断をした場合は、このデータも含めて、例えばCTなんかもとった場合もそうですけれども、そのデータ関係全て持っていてやるようにはしてございます。なので、専門科によってそれ以外の検査をすることがあると思いますけれども、そういった場合は費用負担が発生してくると思います。それ以外にうちのほうで出したデータについては多分それを見て、同じような検査をしないということでやっておるかと思っております。

あと職員の対応等についてでしたけれども、先般の内覧会やったときも、一般の方々が来たときに同じようなことを言われまして、箱は立派だけれども中身が伴わないとだめだよという厳しい意見をいただいております。今後、そんなことを言われないような、患者接遇については重点を置いて周知して行って、同じような対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず、具体的な例ということでしたけれども、健康センター、医療センターくっついているメリットというのは時間的にロスがなくなるということで、それは健康福祉課、やる側にとっても相談に来る側にとっても、かなりの部分メリットが生まれてくるのかなと考えております。

その上でちょっと説明したいと思います。まず、例えば私が脳梗塞になって入院したとします。当然、私は動けないわけですから、家族が高額医療の相談に行きます。それで帰るんですね。私が1カ月たって大体リハビリしても麻痺が残るから、やっぱり介護保険の申請したほうがいいですよと言われると。そうすれば、家族は介護保険の申請をしに、また窓口に行くと。それで終わらないんですね。介護費用も、働き盛りの人が倒れると、次に収入の問題が出てくるので、当然生保の相談になり得る可能性もありますし、若い方であれば障害年金のこともあり得ると。そういったことが最初の相談の段階で、できればワンストップ、1回で全体を助言なりアドバイスしてあげないと、これは町内の方であればいいんですけれども、例えば東京に子供がいて新幹線で来ると、何回来ても終わらないんですね。そういうことで、まず本人にとって高齢者になること、障害を持つこと、認知症になることというのは本人が一番不安に感じます。次は家族ですね。家族の生命、もしくは今後生活どうしていくんだべ、介護が必要になるんだべが、それから経済ですね、若い方であれば収入が途絶えるわけですから。お勤めやめるというわけにはいかないということで、すごく途方に暮れると。そんなときに、生命に関しては医師がやりますけれども、そのほか生活、家計、これについて適切なアドバイスをしないと何回も来なければならないというのが一つあります。その中で、健康福祉課としては1回でできればアドバイスしてあげたいと。必要に応じて、その不安を解消するように説明していきたいと考えております。

特に高齢者、ひとり暮らしの方で、うちの中で転んで病院を受診して、娘さんが東京から毎週新幹線で帰って買い物したりしている例が時々あります。1カ月2カ月たって、どうしようもなくなって相談に来るんですね。本当からいけば、倒れたときに、転んだときに相談に来ればいいんですけれども、そんなことがないように町でも定期的に住民にはその体制を周知していきたいと考えております。

今の例ではないんですが、私が担当していたときに、八戸の大きい病院から呼び出しをもらいました。町内でひとり暮らしでいる人がいるんだけれども、つかまり立ちが精いっぱいなので、在宅は無理だと、施設を探せと、医師のほうから言われたんですけれども、いや、大丈夫ですと、介護サービス使ってヘルパー派遣して、デイサービス利用してもらっておけば大丈夫、生活できますよと言ってもなかなか信用してもらえないという状況があるんですね。あるいは、東京の大

きい病院から、おたくさんの町の入院した方がこれから障害を抱えて帰りますと、どんなサービスが提供できますかということで、こちらのほうでファクスで送ってやっても信用されない。そんなことできるはずないとかという。今はそういう例はあんまり少ないんですけども、それでもその体制については各市町村の力量の差がかなりあるかと思います。その中でうちのほうとして心がけているのは、きょう相談に来たら、できるだけあしたからサービスの提供が可能なような連携をとっていきたいということで考えています。

それから、八戸の病院との連携は先ほどのことと同じですね。医療と介護の連携がスムーズにいかないと、どうしても在宅、先ほどの例でも言ったように在宅でどのくらいの程度の人がいれるかということが市町村の包括ケアシステムの連携の成果だと思うんですね。簡単に諦めて施設に入ってしまうか、いや何とか在宅で生活できるかということ。

それから、情報共有につきましては当然、今、要援護者台帳をつくっております。これは、公表してもいいか悪いかというのは本人から了解を得てやっています。そのほかに提供してもらいたくないというのは、町で公表しないかわりに担当課で持っています。その中で、相談者あるいは町内の事業者から来て、ケア会議にかかる場合、当然、その障害なりいれる程度等については情報を共有しないと同一認識でサービス提供できないわけですので、その意味では正確な個人の情報を常に持っている。人に応じて共有していくんだという姿勢でやっております。

それから、健診項目で先ほどありましたけれども、町で健診体制ですね、特定健診、これは集団健診もやっておりますけれども、やっぱり町立の病院で住民の健康状態を把握してもらうという意味合いも含めて病院健診も進めています。そうすれば、健診で受けた検査項目というのは、何か体ぐあいが悪くなって病院に行ったときには本人の了解で検査項目を見られるわけですから、その点では二重の負担はかからないというふうになるかと思います。

そういった意味で、包括ケアシステムというのはなかなか目に見えているのは、たまたま医療健康センターという一つの建物で目に見えますけれども、やっていることというのはすごく手間がかかって連携をとるということで、目には見えにくいんですけども、相談に来た方の満足度というか不安解消については十分効果があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 今、健康福祉課長から具体的な例を出して答弁していただきました。本

当にわかりやすくお答えをいただいたと思っております。

本当にこの包括ケアシステム、確立できれば私は素晴らしいシステムだと思っています。ただ、これから先、将来考えたときに、住民のニーズも多様化していますし、医療機関も専門化しています。介護施設も広域化しています。入所する人も広域化してきています。そうなったときに、南部町の包括ケアを受ける人だけ、ごく一部だと、それはまたそれでちょっと問題があるのではないかなと。やはり町民全体が、そしてまた例えば八戸市の施設に入っている人にしても誰にしても、包括ケアのもとにしていけるということを考えたときに、この包括ケアシステムというのもこれからは広域化していく必要が必ずしも出てくるのではないかなと、私個人ではそう思います。なので、八戸市定住自立圏協定だけを取り上げるわけではないんですけれども、ちょうどいい、そういう材料があるわけですので、先ほど話をしていましたワーキング会議ですか、そういった会議の中でもこういった包括ケアシステム、広域でどういうふうに取り組んでいけるかということもこれから議論するべきではないかなと思っていますけれども、町長はそういったところに関してどのような意識を持っているか、最後に質問して私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長、答弁。

○町長（工藤祐直君） この包括ケアシステムでございますけれども、三村知事も全県的に包括ケアを進めていきたいという思いで、三村知事も百石町長時代に百石病院を抱えながら、その中で取り組んでいた時代がございます。そういう部分もあつてのことかと思っておりますけれども、県全体で取り組んでいかなければならない事業だと思っております。そのことによって広域的な連携というのがさらに確立されていくことになるわけでございますので、ワーキング会議のほうは担当部署の集まりでもっての会議になってございます。そういう中で議論していただきながら、どういう形で他の町村とまた取り組んでいけるか、ここはぜひ話題は出していきたいと思っております。

また、現段階において自治体病院再編成計画、その中でも取り組んでいるのもいっぱいございます。そちらのほうとも並行しながらということになると思っておりますけれども、非常に、先ほど担当課長も言うておりました、目に具体的に見えにくい部分も、ソフト事業というのはもう大体そうなわけですが、これがいずれ何年かたったときに今取り組んでいるものというのが必ず形に出てくると思ってございますので、今後とも当町、県のほうのモデルになっていけるような、そういう意気込みで進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） これで夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

（午前11時06分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） 私は、本定例会に臨むに当たり、全国的にも検討されている地域防災計画の見直し等、住民の安心安全な生活を確保するための基本となる問題について取り上げ、その取り組みについて質問するものであります。

青森県では、過去の調査をもとに25年度末までに各市町村との協議を進めて、県地域防災計画が作成される予定であることはさきに報じられたところであります。

我が南部町においても、馬淵川にかかわる災害が繰り返されてきました。現在、防災のための対策が進められているところですが、昨日の町村長会議での町長の発言も報じられておりましたが、当初、27年度を目標に進められていた対策工事は途中での問題等も発生し、25年度末で掘削土量ベースで進捗率33%と報道されました。残り2カ年で67%の工事を進めることもさることながら、さらに追加対策工事も検討するとのことであり、町民の希望する防災対策工事の完了までにはさらに数年の工期が必要と思われます。その間に災害の発生が起こらないことを願うばかりであります。

そうしたことを考えますと、岩木川で実施しているように、河川管理者を交えての河川工事未整備地帯への対応や災害発生時の対策も、馬淵川においても事前に検討する必要があると思います。

県内では、沿岸地域を中心に津波対策にかかわる事業として、堤防工事や避難道路、避難場所の建築等が実施されております。町内でも馬淵川ばかりではなく、大雨等により災害発生常襲地帯もあります。さきの定例会での町長の答弁にもありましたが、県の調査の結果として孤立する

おそれのある集落として旧名川地区の南地域また旧南部地区の西地域が予想されたわけですが、そうした地域の問題等も含めて、防災公共の推進について県と町村の協議において、改めて次の点について質問いたします。

第1に、25年度末に県と協議した防災推進計画の中にある南部町地域にかかわる事業内容についてお尋ねいたします。

2点目は、孤立集落対策にかかわり、ハード、ソフト両面での防災対策の内容について、どのような協議がなされたのかお尋ねいたします。

3点目は、さきに県によって発表された、町内で予想された孤立集落対策が必要とされた地域への避難道路や避難場所の整備等、具体的検討、協議内容と、町としての今後の対策についてお尋ねいたします。

いついかなるときに従来の想定を上回る災害が発生するかわかりません。また、自治体によって危機意識に差があるのも現状かと思います。県で進める防災公共の推進にあわせて、町民の安心安全な生活のためにも対策を進めることが重要と思います。町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、私のほうから全体的な部分について答弁を申し上げ、担当課長のほうからも詳細部分につきましては答弁してまいりたいと思っております。

まず、防災公共の推進についてであります。議員ご質問の防災公共とは、災害時に人命を守ることを最優先に、孤立集落をつくらないという視点と、逃げるという発想を重視した、青森県が進めている防災対策であります。青森県が実施した防災公共推進事業の平成23年度成果報告書によれば、大地震や豪雨により孤立するおそれがある集落は県内に275集落、当町には4集落、また避難所につきましては24カ所の孤立の可能性があるとの発表がなされたところであります。この成果報告書での孤立の定義については、集落と本庁舎や分庁舎、支所を結ぶ全ての道路に危険箇所が隣接し、その危険箇所全てが被災した際に道路交通による流通が不可能となる状態となることを定義としております。

その後、県では南部町につきましては具体的な箇所について公表しておりませんが、平成24年

度と25年度の2カ年で県内全市町村の調査を実施し、南部町につきましては平成25年度において避難所に関して土砂災害特別警戒区域外及び警戒区域外に設定されたものがあるか、避難道路に関しては防災拠点である本庁舎または分庁舎まで危険区域を通らずに避難できるかどうか、県と町において検討を行ったところであります。

県では、これらの結果に基づき青森県防災公共推進計画を策定することとし、平成24年度には13市町村の計画が策定され、公表されたところであります。

南部町を含む27市町村の計画は、ことし今月6月下旬の公表に向けて、現在各市町村と最終的な確認作業を行っているところであります。詳しい内容につきましては公表を待ってからになりますが、当初孤立の可能性があるとされた当町の4集落、24の避難所につきましては、各集落から最寄りの役場、庁舎までの避難道路は確保できており、現時点においては当初予想された孤立の可能性のある集落、避難所は孤立地区の範囲から除外される見込みになっております。

当町においては、台風や大雨などにより、これまでの道路の冠水、崖崩れ、倒木などが発生しております。幸いにも長期間にわたる孤立状態が発生するような状態はこれまでなかったわけですが、想定される地域は災害時の斜面崩壊などの発生が予想される土砂災害危険区域も多いため長期の計画となりますが、急傾斜の整備や避難道路としても利用できる道路整備、さらには橋梁長寿命化修繕計画に沿って実施している橋梁改修事業を推進していきたいと考えております。

また、想定を超える災害はあるという認識のもと、万が一集落が孤立状態となっても、連絡体制の確保、住民の避難、救助のあり方、孤立が長期化した場合の物資の搬送なども含めたハード、ソフトの検討が必要であると考えており、一層の自主防災会設立の推進、土砂災害に対応した避難準備情報や避難勧告の発令、ヘリコプターの発着所の確保などについても、今回の防災公共の結果にとらわれず進めてまいりたいと考えております。

国におきましても、現在国内で毎年発生している自然災害に対応すべく、国土強靱化計画を策定中であります。また、河川整備につきましては、県で実施している馬淵川河川改修工事を着実に進めていただき、さらなる堤防かさ上げなどを要望し、今後とも地域住民のご意見を参考にしながら、引き続き災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

先ほど、中館議員からも昨日の町村長会議のお話ありがとうございました。県の町村会の要望事項としても馬淵川の河川工事を取り上げていただいておりますので、そこで私もまた発言をさせていただきました。現在の工事、27年度までに河道掘削、一部各工事を完了するというところで、昨年度、補正予算を含めて10億超えての予算を確保していただきました。また、今年度は当初予算から

10億の予算を確保することができました。進捗につきましては、予算が確保できればこれは進めることができると思っておりますので、県のほうは27年度までに今進めている工事についてはしっかりと完成できるように進めていくという答弁をいただいておりますので、あとは用地交渉等も出てまいります。何とかご協力をいただきながら、用地交渉が早く進めば工事にも早く着手できるわけでございますので、地域住民の皆さんとまた県と町行政、連携を密にしながら進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、私は今の工事はもう1期工事的に考えていると。2期工事、これは堤防のかさ上げ、これをぜひ早く着手していただきたいということをずっと述べてまいりました。今月、馬淵川学識経験者会議がございます。その会議の中で、次に向けての計画が出される予定になってございます。その学識者会議でその計画に盛り込まれた場合には事業を着手していくということでございますので、またそこでしっかりと出てくる計画を確認しながら第2期工事というものを早期に着手できるように全力を投じてまいりたいと思っておりますので、また議員各位にも一緒になって国、県、要望していただいております。そのおかげでもまた予算の確保ができていると思っておりますので、今後とも馬淵川につきましては議員の皆さんと一緒に早い整備、そしてまた住民の皆さんが安心できる、そういう河川整備に向けて一緒をお願い申し上げたいと思いますので、今後とも議員の皆様にもご指導、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 私はなぜ今この問題を取り上げたかといいますと、県でこうした孤立集落を解除するという方針が出され、これを機会に、町の、特に中山間地域の道路整備が終わっていない場所、また河川の危険な場所、また急傾斜地のあるところを思いっきり改良してもらえろという期待感があつたものですから、あえてこの問題を、どういう協議がされたかということで質問しました。

さっき町長の答弁で、何かニュアンス的には本庁舎また庁舎に何とか孤立しないで時間かければたどり着けるようなのが整備されているようなニュアンスの発言がありました。そうすると、これ私ちょっと質問ですけれども、例えば南部地区の西地区には県道は南部田子線とか十和田三戸線、かかわる県道があります。それから、川は猿辺川とか熊原川あります。それから、名川地

区の南地区には、川は如来堂川があり、県道名川線道路あります。その辺については、県では十分にもう整備はなされていると。それとも、県道を使わなくても町道その他で何とか孤立しないで住民が本庁舎または分庁舎にたどり着けるというような判断をしている……、その辺の協議は、協議の中でその辺のところはどの辺まで協議されているというか、これは方針が出て、それを覆すというのはなかなか難しいかもしれませんが、ただ、私たちが見るとこれらの想定では大地震を想定すればほとんどの地域がもうごちゃつといくでしょうし、ただ、大雨だけ考えれば河川の整備、県道、迂回しながら町道を通れば何とか住民は逃れるだろうと、何とか救援物資を見つけるだろうというような判断なのか。その辺のところはどの辺まで町村との協議の中で県とやり合ったのか。やり合ったのかといいますか、ただ一方的な報告だけで言っているのか、それとも実際にここの地域はこういうものだ。孤立するばかりではなくて、町内には恐らく急傾斜というのは危ないところは多々見られます。我々が見ても、本当に大地震があったらどうしたらいいんだろうと、私のような者でも考えるぐらいの場所もあります。ですから、その辺のところは孤立集落だけではなくして、今後の県の管理施設、管理場所に対しての基本的な考え方を具体的に聞く機会も今までもあったと思いますけれども、これからもそういう機会はつくっていったほうがいいかなと思います。

それから、特に私が住んでいる南地区、県で言うには避難場所については町村の計画を参考にするというような文章になっていました。そうすると、南地区は前は3カ所避難場所あったんですけども、今2施設が解体されて、残ったのが鳥谷保健福祉館というたった1軒だけです。三百何人、400人ぐらいの住民が本当に大変なときには当然避難場所としては不十分なような状況が、状況といいますか、そういうのが私らの地域ばかりではなくて、あると思います。

ですから、県で言うこの孤立集落という概念といいますか、その辺にはどの程度まで各自治体、市町村の意向をくみ入れて検討したのかどうか、もう一度その辺は聞きたいと思います。

それから、各集落に通じる、県で管理する道路、河川、急傾斜地帯に対して、県でどの程度の認識のもとにこういう防災計画といいますか、こういうものが検討されているかどうかという、件と。

それからもう一つ、これから私たちが一番心配するのは、確かに遠回りし、時間かければ逃げるかと思いますが、各地域には高齢者の一人世帯というのがもうあっちこっちに見受けられます。ですから、時間かけて逃げられるんだからいいだろうというわけにいかない。町独自としても、そういう問題に対してどうしていくかということもこれは十分に、孤立集落という概念ばかりではなくて、そういう点についても十二分に検討していく問題かと思っています。

それから、町として、そうした集落に対する基本的な防災、災害発生時の対応についてどのようなやり方をしていくかというのが大事だと思いますので、その辺についても考えがあればお聞きしたい。

それからまた、町で今検討していると思いますけれども、防災マップといいますか、資料を見ますと、まだ名川地区は、うちのほうはない建物まで避難場所という提示されていますよね。今の防災計画の、町でホームページ見ますと。その辺の見直ししながら、町全体の見直しする、早目にその辺は見直しする必要があると思いますので、その辺もひとつあわせて検討、考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、さっき私、冒頭で質問の中にありませんでしたけれども、岩木川では国を含めて整備された不十分なところの、大雨のときはここをどうするかと、管理するかというような検討は毎年やっているようで、ことしも報道されていきました。馬淵川の特に住宅に氾濫のおそれ、被害があった場所に対して、県の考えをもう一度改めて聞いておく必要があると思います。大雨降ったときに、じゃあどうするか、その時点の県としての、管理者としての考え方を聞く機会もあってもいいかと思いますが、その辺にあわせて何点か質問します。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 県との協議では、孤立の可能性のある集落の最適な避難経路ということで確認調査を実施しております。避難道路につきましては、1路線確保できればいいということで、その利用する道路につきましてはそれぞれ国道、県道、町道を利用して各庁舎に避難できればいいということで調査しております。それぞれの管理している国道、県道ありますけれども、県道につきましては地域整備部、町道については建設課、国道につきましては国道事務所でそれぞれ調査しまして、その避難道路につきましては急傾斜などはありませんけれども、対策済みである、また現状では対策が現在不要であるということで、孤立する集落はないということで道路については調査してございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 町長の答弁にもありましたように、あくまでも県の計画でござい

ますので、まだ計画自体が公表されておられませんので、私たちもどこまで内容を言っているのかというのがございますけれども、基本的な考えといたしましては、まずは今、建設課長が申し上げましたけれども、やる必要がないという断言ということでもなく、短期的、中期的にはやっていかなきゃならない部分も出てくるだろうと。その部分に関して、南部町は該当にならないという計画の中の内容になるのではないかという認識がございます。

高齢者の一人世帯につきまして質問がございました。これにつきましては、やはり地域の自主防災会の設立もお願いしておりますし、また見守りの方々、あとは要支援の台帳等の作成につきましては、その内容を本人に確認の上、消防団のほうにも情報を公開しております。ですので、その要支援の方々の避難というのはやはり最優先していくというのが基本的な考えでございます。

また、町長の答弁の中にもございましたけれども、避難準備情報、避難勧告につきましても、これまでは基本的に河川の溢水等に関しまして最優先で勧告してきたところでございますけれども、これにつきましても土砂災害等々の崖崩れ、危険性のあるところもやはり土砂災害注意情報等が出た段階で避難準備情報等をかけていくとかというのもございますので、そういうマニュアルに沿って進めてまいりたいと思っております。

防災マップ等につきましては、今ご指摘のありましたように、もう解体された避難所等々につきましてはなるべく早い時点で直せるものは直していくというふうにしてまいりたいと思っております。

今回の県の計画につきましても、平成24年度分の13町村分につきましては今ホームページでも公表されておまして、県の姿勢は避難訓練などにより、やはり地域住民が参加する、私どもの町は町全体の避難訓練はやっているんですけれども、地区ごとの訓練というのが重要なと思っております。避難経路を確認したり、自主防災会と連携したような避難訓練、町全体でもやりますけれども、そういうのが重要なというふうに、先般、南部地区のほうの住民の方々とは話し合いをしてきたところでございます。

また、現在、町の地域防災計画、そういうものとか、ハザードマップへも反映されるというふうにしていくということで県のほうからも指示を受けてございますので、年内に作成する、見直しを図る地域防災計画にもこれらを盛り込んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君）　ありがとうございます。

まず、もちろん県でやるやらないばかりではなくて、各町村でもやらなきゃいけないことはやっていくと、これはもう当然のことです。

それからもう一つ、これは県の県民局制度ができたときに、当時、県知事が県民局長と各自治体の議会議員、十分に交流を持ってもらいたいという発言、何回もされています、いろんな会合です。ですから、もちろん行政対行政、町から県の担当者同士でやることも必要でしょうけれども、できれば県民局、また連携部長、整備部長等と議会として……、というのは、なぜこういうことを申し上げるかといいますと、例えば県道、道路でも河川でも急傾斜でも、地域からいろんな住民の声を聞いて議員が例えば担当建設課のほうに行って、ここ何とか要望してもらいたいという話を持っていくんですけれども、なかなか実現してこないんですよね。要望はちゃんとしてくれていると思いますけれども、県の回答が返ってこないし、直ってこない。ちょっとした例えば県道のガードレールというのは、そこに脱輪する車がよくあるものですから、20メートルか30メートル、ここにガードレールを設置することによってそれが解消するということ、それをぜひ県に申し込んでもらいたいという話をして持っていったけれども、申し込んであります、検討しますと言ったけれどもそのままもうずっと来ています。その辺のところ、そういう細かいところはやっぱり地域議員の方々もそれぞれの立場で、そうした地域の問題というのを把握していると思います。ですから、行政を通じて県に要望していくというのも必要でしょうけれども、もちろんそれも大事です。それとあわせて、できれば県民局長なり部長と地方のそういう自治体の議会もいろんな形で懇談できるような場という、それは町長のほうの考え方でセットすることは可能かと思いますので、その辺について考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　議員の皆さんと一緒にあって同じ認識の中で県民局の皆さんと意見交換というのは大事なことだと思っております。一つ、この件につきましては県民局のほうにもお願いをしてみたいと思います。どういう形で行えばいいのか、ある程度自由討議でいいのか、ある程度整理をしながらという形がいいのか、いずれにしても県民局さんのほうとお願いはしてみたいと思っております。あとはまた、議員の皆さんのほうも取りまとめのほうもしていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩とします。

（午前11時48分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後 1 時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

6 月定例議会に当たり、一般質問を行います。

憲法を取り巻く環境について質問いたします。

権力を縛るのが憲法であり、立憲主義であるはずですが、自民党の改憲草案は国民を縛るものにしようとしております。私ども国民は権力を行使する人を監視し、憲法を守らせる役割があるのではないのでしょうか。そのためにも政治的立場、イデオロギー的立場を越えてつながり、無関心層の人たちや若い人たちへの働きかけを強めることが必要ではないのでしょうか。今、特に憲法 9 条を守ることがとりわけ大事になっています。戦争の放棄と軍隊や戦力を持たず、交戦権も認めない、世界に誇る宝ではないのでしょうか。

現在、9 条を中心に日本国憲法を改正しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。国民の知る権利、表現の自由も大きく制限されようとしています。このような憲法を取り巻く背景をもとに、次の質問を行います。

集団的自衛権には自衛という言葉がついているため、日本を守るというイメージも強く、安倍首相も国民の命を守ると繰り返します。しかし、これは集団的自衛権の危険な姿を隠す重大なごまかしです。日本が集団的自衛権を行使できるようになれば、自衛隊は海外で戦争する軍隊になってしまいます。戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法 9 条をどう解釈しても認められません。日本が集団的自衛権の行使を認めれば、集団的自衛権を口実に、外国に攻め込むアメリカと一緒に、その国に攻め込むことができるようになります。安倍首相は、集団的自衛権の行使は日本

の安全に重大な影響が及ぶ場合に限ると言います。しかし、その判断基準は非常に曖昧で、政府の解釈次第で行使の範囲は幾らでも広げられます。外国に攻め込むという本質を押し隠す安倍首相の姿勢は許されません。

そこで、質問です。集団的自衛権行使容認という動きに対して、町長はどのように感じておられますか。

次に、集団的自衛権行使容認に反対していく考えはおありでしょうか。

3番目の質問です。秘密保護法についての質問です。

秘密保護法では、秘密の範囲が曖昧で、行政機関の長がこれは秘密だと決めたら何でも秘密になります。秘密保護法では何が秘密かも秘密ですから、国民はいつ秘密保護法違反に問われ、処罰されるかわかりません。自民党は、アメリカにもこういう法律があるから、秘密保護法が必要だと言いました。しかし、アメリカは戦争する国、日本は憲法で戦争しないと決めている国です。しかも、アメリカは秘密保護法制もありますが、情報公開もやっており、25年間たった公文書はほぼ自動的に公開します。核密約や沖縄返還時の密約も、アメリカの情報公開で明らかになりました。日本政府は、証拠文書をもとに追及されても、知らぬ存ぜぬの態度でした。こういう政府に秘密保護法を与えたら、真っ暗闇の世界になってしまいます。

秘密保護法は強行成立されました。国民の知る権利は守られるでしょうか。答弁願います。

次の質問です。秘密保護法は強行成立させられましたが、法案成立直後から廃止だという声ができ、反対世論がさらに広がっております。秘密保護法を施行させないように運動していく考えはおありでしょうか。

5番目の質問です。海外で戦争する国になる危険が強まる中、住民、自治体職員の受ける影響はどのように考えておられるでしょうか。答弁願います。

教育委員会制度の改定についての質問です。

地方教育行政法改正案について。全国の市区町村教育委員会の教育長に日本教育新聞社がアンケートを行ったところ、約半数の教育長が有効な法改正とは言えないと答えております。今回の改悪には、教育への政治介入を強める3つの仕掛けがあると考えます。

1つ目は、教育に関する総合的な施策の大綱を自治体の長が定めることを可能にしていることです。国の教育政策がストレートに現場におりてくる危険性があります。

2つ目は、教育委員会の上に総合教育会議という新たな機構を設けることです。総合教育会議は教育委員会の上に位置づく首長直属の機構にほかなりません。

3つ目は、新教育長を首長が直接任命できることです。今よりはるかに権限が強まり、限りな

く首長に従属せざるを得ない立場となります。

安倍政権は戦争する国を担い、世界で一番企業が活動しやすい国を支える人材を育てようとしております。道徳の教科化で愛国心をすり込み、学力テスト体制を強化しようとしております。

これまでも多くの教育委員会は国による教育への政治介入から子供たちを守る防波堤となってきました。全国一斉学力テスト結果の学校別公表に多くの教育委員会が反対を突きつけたのもその一つです。国がやるべきことは、少人数学級の実現や教育費の無償化など教育条件整備ではないでしょうか。

そこで質問です。教育は、自分で考え、判断できる人を育てるものではないでしょうか。そのためには中立でなければなりません。そのときの権力によって教育が左右されてはならないと思います。いかがお考えでしょうか。

次に、2つ目の質問です。反対していくお考えでしょうか。答弁願います。

大きな3番目の問題です。南部町独自で行われております中学生健診についての質問です。

青森県の今年度の推進事業には、健康長寿県プロジェクトがあります。その一つに、地域を挙げて取り組む「健活」があります。健活とは、「健康カイゼン活動」のことです。県民一人一人が健やか力を身につけるための普及啓発、地域、職場への働きかけの推進、生活習慣の改善、子供の肥満対策などの推進を挙げております。

そこで、提案です。当町で行っております中学生健診を県の事業として拡充させてはいかがでしょうか。二十数年続けている事業で、中学生への血液検査を行います。問題のある方には指導し、かなりいい成績で改善されている傾向が最近見られているとの報告があります。中学校3年間、自分の健康を考える機会があるということは、その後の生活においても体をいたわるとか考えるのではないのでしょうか。この提案は、小さいときから自分の健康を考え、病気になる原因を少なくしようという考えからであります。

次の質問です。この制度を授業として取り入れるにはどのような工夫が必要でしょうか。授業では、生徒一人一人に自分の血液検査の結果がどういうことを意味しているのか取り上げてほしいわけですね。それだけでなく、親子で栄養教室といいますか、食事指導など、食事についても学べる機会があればよいのではないのでしょうか。

健康づくりの取り組みは、成功している町とは思いますが。中学生健診の事業を中高年になる年齢まで効果的に作用させる方法はないものではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、最初に集団的自衛権行使容認という動きに対してどのように感じているか、また集団的自衛権行使容認に反対していく考えは、についてであります。1947年の施行から67年を迎えた国の最高法規である憲法をめぐる議論、特に憲法解釈による集団的自衛権の行使につきましては、政府、与党などにおいて活発な議論が進められているところであります。今はその推移を見守っているものであります。

この議論は日本国内のみならず、立場の異なる国々においても意見が分かれ、大きな関心を持っているところであります。現在、国会等においても審議している最中であります。慎重な上にも慎重な議論を経て、平和を守り、また実現していくための最善の方向を示してほしいと考えております。

反対していく考えはという質問も出ておりますので、現在、慎重な審議がされている、そしてまた最終的な具体的な部分も審議中でございます。現時点においてはどうかと言われれば、反対していくという考えは持っておりません。

次に、秘密保護法の成立により国民の知る権利は守られるか、また秘密保護法を施行させないように運動していく考えは、についてであります。特定秘密の保護に関する法律、いわゆる秘密保護法は議員のご案内のとおり、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的とする法律であり、平成25年12月13日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされております。秘密保護法第22条第1項には、知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならないと規定されております。また、現在も法の施行日に向けて恣意的な秘密指定を防ぐための監視機関の仕組み等について検討が進められているようでありますので、今後の状況を注視していきたいと考えてございます。

施行させない運動の考えはないかという質問もございますので、現在においては状況をしっかりと注視して、運動していくということは考えておりません。

次に、海外で戦争する国になる危険が強まる中、住民、自治体職員の受ける影響はどのように考えるかについてであります。私だけではなく、誰もが戦争を求めているわけではありませんし、将来にわたって日本が戦争を起こしたり巻き込まれることはないと思っております。町及び職員の役割としまして、どのような状況になろうとも、町民が安心して暮らすことができるよう、災害に対

する備えを強化するなど、町ができることをしっかりと行ってまいりますし、国におきましては全国民の安全を守るため、国の役割として安全保障に取り組んでいくものと考えております。

次に、教育委員会制度の改革についてのご質問であります。現在、国会で法律の改正案が審議されております。この法律案が提出された経緯は、現行の制度では責任の所在が不明確であること、迅速な危機管理対応ができていないこと、地方公共団体の長との連携が十分でないことなどが指摘されたため、教育の政治的な中立性を確保しつつ、危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化などについて必要な見直しを行うことになったようでございます。

その主な内容は、地方公共団体の長が教育委員会と構成する新たな総合教育会議を設けて、教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するほか、児童生徒に被害が生じ、または被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に講ずべき措置などについての協議を行うこととしております。

また、現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を地方公共団体の長が議会の同意を得て3年の任期で任命することとし、新たな教育長が教育委員会を代表することとしております。そうした中、教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限は変更しないこととしていることから、最終的な決定権限は教育委員会に保留されることになっております。このようなことから、教育の政治的な中立性は確保されるのではないかと考えておりますので、反対までは考えてございません。

議員心配しておりました、長が教育長を任命できるというご心配であります。先ほど申し上げました、あくまでも議会の同意が必要であるというふうになってございます。

次に、中学生の健診についてのご質問であります。当町では中学校1・2年生を対象に、子供のころからの自分の健康状態を知ることで生活習慣予防の意識づけをし、生活習慣の改善につながることを目的として、若年生活習慣病予防健診と保健指導を実施しております。

当事業の背景としまして、町の健康課題でもある糖尿病及び脳血管疾患による死因の高さが挙げられます。糖尿病についてはほぼ全国平均と改善はしておりますが、有病率ではまだ高い状態にあります。脳血管疾患は全国平均に比較して1.7倍と高く、継続して予防の強化を推進しております。食習慣を初めとする生活習慣は親から受ける影響も大きく、親の生活習慣を見詰め直すよい機会としたいと考え、子供の健診結果を通して家族内で健康の課題について話題とし、また地域の課題について健康寿命の延伸を目的として実施しております。

当町においては予算が逼迫している中、国や県からの補助がない独自事業で実施しておりますが、生活習慣病予防健診と保健指導を受けた生徒さんたちが子供を育てるようになるころ、よい

生活習慣を身につけた親となり、それを次世代の子供へ伝承していくことで、将来、生活習慣病が予防できると考え、実施しているものでございます。

なお、県のほうに制度として提案する考えはないかということでございますが、習慣病予防については大変重要なことだと思っておりますし、そういう中で取り組んでおります。幸いにして、昨日の町村長会議、さっき馬淵川の河川整備に対する意見も申し上げましたが、議員さんからもそういう今回質問が出ておりました。県の全体討論において、県から出されたテーマが健康なまちづくりの推進についてというテーマに対して、自由討議でございました。その中で、きのうは知事初め各部長級、県民局長級の町村長会議でありました。その席において、当町の取り組み、そしてまた県全体で取り組んでいったらどうかということは昨日の町村長会議で提案しております。

次に、学校の授業として取り入れるにはどのような工夫があるかでございますが、この点については教育委員会のほうから答弁したいと思います。また、再質問等々の詳細部分につきましては、それぞれまた担当課長等からも答弁していきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 次の学校健診制度を授業として取り入れる工夫についてでございますけれども、現在限られた授業時間の中で小中学校では保健学習の中で学習しております。小学校では3年生から6年生までの間に体の成長、心の健康、病気の予防等について学習し、中学校では保健体育の時間の中の保健分野において小学校で学習した内容をさらに踏襲いたしまして、さらに専門的な分野について学習しております。さらには専門的な観点から、中学校では医師等を講師に招き、性の問題や飲酒、喫煙の害、薬物乱用の防止等について生徒を対象に講演会等も開いております。

先ほども申しましたが、限られた授業時数があり、取り入れることは制度として難しいと思いますが、学校生活また日々の生活における健康管理、健康づくり、これを基本とし、生きる力を身につけるためにも、子供たちが日ごろから意識を持って生活できるよう、教育委員会としても支援し、先生方が指導に当たれるように、これから取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 教育委員会制度の改定についての（聴取不能）

○議長（坂本正紀君） これ、さっき町長の答弁なかったか。

教育委員会制度の改定について。教育長。

○教育長（山田義雄君） 先ほど町長も述べたように、政治的中立性、それから継続性、安定性を確保するというのも現行でもう決められておりますので、教育長としてもこれには私も賛成でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 1番と2番に対しての再質問なのですが、今、大変、政府で与党側ということになります、国会内で憲法を取り巻く環境については大変活発な議論がなされ、危険な方向にも行っている話し合いがあるにもかかわらず、残念ながら町長の答弁は国の姿勢そのままをお話しされているのではないのでしょうか。町全体を守る長の立場としては、もう少しお話があるのではないかなと期待しておりましたが、こういう答弁でよろしいのでしょうか。もう少し平和が脅かされていこうとしている現実的な事例も新聞、テレビ、紙上でうたわれている中での推移を見守るという答弁は大変問題があるのではないのでしょうか。この点でもう少し詳しく本心をお聞かせいただきたいと思います。

さまざまな平和を守ることの平和というものはどういう位置づけを、立場は違うかもしれませんが、戦火に巻き込まれそうな状況も話し合われている中での政府が平和を守っているのかということそのままでのみにしていいものなのではないのでしょうか。反対していく、していかないはさまざまあるとは思いますが、もう少しご自身のお考えを聞かせていただきたいと思います。

また、秘密保護法は残念ながら成立させられてしまいましたけれども、大変、今多くの皆さん方が秘密保護法の内容について大変な内容であるということで反対運動も日に日に起きているところであります。秘密保護法の中に知る権利は守られているということを信じているだけでは大変なことになるのではないかなと思いますけれども、この点はいかがお考えでしょうか。

そして、戦争はないものと信じると、（5）で答弁はあったわけですが、誰でも戦争に巻き込

まれることは嫌でしょう。しかし、その中でも国会内では大変戦火に巻き込まれそうな話がされている中で、そのまま信じているだけでいいのでしょうか。もう少しご自身の言葉で語っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会についての答弁もお聞きしましたがけれども、これも政府がそのようにお話ししていると通りの答弁で、残念であります。もう少し危険な方向に行くということをご自身で、また教育委員会としてもお感じになっていないのか、この点は質問の要旨に指摘しましたとおり、答弁は町長と教育長に再度のご答弁をお願いいたします。

中学生健診については、これからよい方向に進んでいく提案ということで、これでよろしいかと思えます。

2点についての再質問に対する答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 集团的自衛権また秘密保護法等含めまして、立花寛子議員は共産党党员であるわけであります。そういう中で、私自身、考え方の違いというのもあります。そういう中において、国際社会からとり残されてもいけないという、そのような感じも私自身はあります。ただ、それが誤解されて、じゃあそういう戦争支援とか、そういうのに入っていくと、そのような考えは私は持っておりません。ただ、日本は何もしないで何か起こったときに他国だけをお願いするという中において、国際社会から信頼が得られるだろうかという部分は私自身持っております。ですから、全て国の方針どおりということではありません。どのような内容が今後示されてくるものなのか、今、政府、与党、自民党、公明党さん、特に公明党さんはいろいろな部分でまた質問を投げかけております。そういう中で、今後どういう自民党さんの考え方が出てくるものなのか、そういう部分を注視はしていかなければならないと思っております。

立花議員さんはそういう一つの党の中での考え方等もあるでしょうから、どうしても質問的にはそういう質問になるのかなと思いますが、かみ合わない部分はあるなと思っております。ただ、そういう中で現段階において反対の考えはないかと、どちらかという質問でございますので、あえて答弁するとすれば現時点においては考えていないということで、自分自身でははっきり答弁したつもりであります。

それから、教育委員会制度でございますけれども、ここについては例えば現行においても、じゃあ全く首長が教育委員会の教育行政に対して入り込めていけないのかといえ、これはそうで

はないわけであります。我々も選挙という自分の公約を出して、それを訴えて当選して、そして公約を実行していくわけですので、当然その中においては現行においても自分の教育行政に対する考えというのは当然教育委員会のほうにもこれは理解をしてもらって進めていくわけですので。ですから、実はそんなに現行と変わらない、そしてまた現在の新しい制度になった場合の教育長の権限、教育委員会の権限、こういう部分は留保されていくわけですのでから、私は議員さんが心配しているそういう、あくまでも長が全て決めて思いどおりにしていくということにはならないと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、私のほうから現在の教育制度、どのように改正されるのかということについてお話しします。

今回のこの一部改正の概要でございますけれども、大きく3点あります。1つは教育行政の責任の明確化ということで、教育委員長と教育長を一本化して教育長に責任をきちんと明確にするということ、これが大きな柱でございます。

2つ目は総合教育会議の設置、大綱の作成、これについては首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するというもので、行政と教育行政が一体となって町の教育に取り組んでいく。これは本当に私はいいいことだなと思っております。

3つ目は国も地方公共団体の関与の見直しということで、現在ああいうふうないじめ問題、その他、緊急に対応できないということが現行の教育委員会では問題視されていますけれども、これにかかわっては文科省ともこれに関与できるという大きな3つの柱があります。

先ほども申しましたけれども、政治的中立性、継続性、安定性を確保する、そして人事権とか、さらには教育委員会を引き続き執行機関とする、さらには職務権限は従来どおりにするというものでございますので、従来どおりと、私は大きく変わるとは思っておりません。ということで、首長とともに町の教育を推進していく、これは大変いいことだなと私はそうっております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 大変よい方向におとりになっている、町長も教育長も現在取り組まれている集団的自衛権にしても秘密保護法、また教育委員会の改正にしても、よい意味でおとりになっているのだなということはよくわかりましたが、私はそれだけで喜んでいただける内容ではないということを最後に訴えたいと思います。

まず、憲法9条、集団的自衛権行使内容についてであります。現在、安全保障法制に関する自民公明の与党協議が続いておるのはご承知のとおりであります。協議は、政府が集団的自衛権行使などを必要とする例として示しました事例集が検討のたたき台となっております。

その中の大きな焦点が、自衛隊による米軍などへの輸送、補給、医療といった兵たん活動——後方支援ですけれども——これを戦闘地域で行うかという問題です。後方支援であっても、戦闘地域で行えば戦闘に巻き込まれ、自衛隊員が殺し、殺される事態になることは明瞭であり、極めて重大な問題です。こういうところも話し合われております。政府与党の協議は、若者が命奪われる事態を想定しているわけです。憲法解釈変更でこのような内容を認めていいものでしょうか。何としても憲法9条は変えさせない、戦争放棄と軍隊や戦力を持たない、交戦権を認めない、この内容を守らせる運動を広範な人々に広げることこそが今大事ではないでしょうか。憲法9条を守るという1点でのお力を町長にお訴えしたいわけですが、最後にご一緒に運動できるものなのかどうか、ご答弁願います。

次に、秘密保護法についてでありますけれども、戦争は秘密から始まると言われております。法案の狙いは戦争国家づくりにあることをご理解することが必要ではないでしょうか。政府の一連の動きは、軍事行動をする国へ日本をつくりかえることです。秘密保護法を施行させない運動をやはりご一緒に進めていくことが今求められておりますが、いかがでしょうか。

教育委員会改革についての私どもの考えであります。よい方向で考えれば先ほどの教育長の答弁になると思いますが、現在考えられております教育委員会制度改悪法案の目指している方向は、海外で戦争する人づくり、ここが狙われております。戦前の軍国教育の誤りを繰り返してはならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

現在求められていることは、やはりこの法案の内容を学習し、宣伝することはないでしょうか。必ず廃案にさせるための運動が必要だと思います。ぜひ、教育長は長らく教育肌、直接携わってきた方ですので、戦前の軍国教育がどういうものであったのかご理解いただいておりますけれども、今の教育委員会改悪がそのような方向に向かっているというお考えはお感じにはなっておられないでしょうか。ぜひ最後の答弁に立っていただきたいと思います。町長と教育長の答弁を求めるものです。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、憲法9条を守る、そういう行動を一緒にできないかという点、また秘密保護法についても同じような質問でございましたが、私の考えは先ほども申し上げました。そういう中で、いろいろ今後注視しなければならない部分はあると思っております。現状においては、どうぞ共産党さんで、立花寛子さん、訴えるところは意見を通しながら、ぜひ続けていただければなと。一緒にというのは考えてございません。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 現在、青森県の教育の中でも国でも、生きる力を身につけさせ、将来、日本または町をしょって立つ人材育成ということで県も取り組んでいるところでございます。確かな学力とか、それから豊かな心、そして健やかな体、この知徳体とれた子供たちを育成し、本当にこれから日本または町を引っ張っていく人材の育成ということで教育が進んでおりますので、立花議員がおっしゃるように今回の委員会制度が戦争に引きずり込むような子供は絶対つくると、そういうふうなまたつくっちゃありませんし、そういうふうな制度ではないと私は理解しておりますので、そこは強く申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時46分）

平成 2 6 年 6 月 5 日（木曜日）

第 5 7 回南部町議会定例会会議録
（第 3 号）

第57回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年6月5日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

16番 工 藤 久 夫

1. 5月8日発表の「日本創成会議」の2040年度の試算では、南部町の人口は2010年の19,853人から10,596人と約47%減少し、若年女性（20～30歳）は1,586人から513人と3分の1に減少して自治体の存続の危機に陥ることが予想されます。町政での対応で減少を少しでも防ぐ方法とは何かを質問します。
2. 農業委員会及び農協と自治体の取り組むべき農業政策について

15番 川守田 稔

1. 包括ケアシステムの費用対効果について
2. アナフィラキシー補助治療剤の各学校への配置整備について

2番 八木田 憲 司

1. 積雪時の通学・通勤等の歩道除雪対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君

15番 川守田 稔 君

17番 坂 本 正 紀 君

16番 工 藤 久 夫 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企 画 財 政 課 長	小笠原 覚 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	健 康 福 祉 課 長	高 森 正 義 君
税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住 民 生 活 課 長	佐々木 俊 昭 君
農 林 課 長	川守田 貢 君	農 村 交 流 推 進 課 長	西 村 幸 作 君
商 工 観 光 課 長	福 田 修 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	工 藤 元 次 君
町 営 市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社 会 教 育 課 長	赤 石 裕 之 君
農業委員会事務局長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第57回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今回の定例会で大きく2点について質問をさせていただきます。

先月の5月10日に発売されました中央公論6月号や5月9日付の新聞報道なんかを読みますと、全国約1,800の自治体の中で人口の再生産力である出産可能年齢20歳から39歳までの女性人口は、2010年と比較して2040年になると約半数の896の自治体で50%以上減少するという衝撃的な予測が発表されました。

※川守田稔君 着席

この896の自治体は消滅可能性都市として公表されていまして、残念ながら我が南部町も含まれております。南部町の人口の予測は1万9,853人から1万596人と、人口で47%の減少が予測されており、20歳から39歳までの若年女性数は1,586人から513人と約3分の2の67.7%減少が見込まれており、若年女性が50%以上減少すると出生率が上昇しても人口維持は困難だと言われているレベルですから、先が暗くなる見通しです。

発表した日本創成会議・人口減少問題検討分科会座長の、前の岩手県知事の増田寛也さんの提言の主なポイントを読みますと、日本の人口急減は待ったなしの状態にあるという事態を国民が正確かつ冷静に認識して、若者がみずからの希望に基づいて結婚し、子供を生み、育てることができるような社会をつくること、それが人口急減の流れをストップさせる基本政策である。男性が働き方を変え、育児に積極的に参加し、女性が能力を生かして社会で活躍できるようになるかどうかが鍵となると。

第1の目標として、国民の希望出生率の実現。第2の目標として、地方から大都市へ若者が流出する人の流れを変え、東京一極集中に歯どめをかける。第3に、長期ビジョンと総合戦略の策定、総合戦略本部、地域戦略協議会の設置。具体策として、ストップ少子化戦略として若者の結婚、出産育児しやすい環境づくり。2点目として、地方が元気になる戦略、地方を立て直し、再興を図る。3番目として、女性や人材を活用する戦略など、官民一緒になった取り組みが数十ページにわたって掲げられております。

さらに、私は今回質問しようと思えるに至ったきっかけになった本が1冊あります。それは、角川書店で発行している、タイトル名が「里山資本主義」という本を読んだり、同じタイトルでNHKの放送がここ数カ月の間に何回か放送されましたので、それを見て非常に興味を持ったからなんですが、皆さんもぜひこの本を読んで、少しでもこの南部町が元気になるように、日本が元気になるようにつながるようになってくれればいいなと思いながら、この通告をしたわけです。

では、まず1点目の若年女性の減少を防ぐ方法について、町内で育った高卒者、大卒者の地元での定着率を向上する施策についてですが、これは私自身の家族のことをちょっと振り返ってみますと、私にも4人の子供がいるんですが、現在地元に残って働いているのは1人で、3人が親元から離れて遠くで暮らしています。今、私が反省していることは、中学校、高校へ通っているころ、とにかくよい高校に入りなさい、よい大学へ入りなさい、そしてよい仕事につきなさいということだけで一生懸命子供のけつをたたいたんですが、最後にどんな仕事をして地元に残れということを一切言っていなかったものですから、鉄砲玉と同じで、出て行ったら戻ってこなくなつて、私も家業の後継者もいないような状況で、ちょっと失敗したなど。地元がいいんだ、地元はだから残らなきゃならないということをみんなが自分の子供に言い聞かせて、この地元の魅力をもっともっとPRしないと子供が残らないのかなと、今非常に私も後悔しています。

外を見れば、生まれ育ったふるさとのよさとか、そういうのもわかってくるでしょうし、それからいろんな本を読んで感じるのは、今まで戦後ずっと経済が右肩上がり成長してきたものですから、いわゆるお金が大事だと、金もうけが大事だと、目先の利益が大事だという考えだけで

ある程度都会も田舎も走ってきたところがあると思うんですが、「里山資本主義」という本を読んで感じるのは、お金だけじゃない、もっとこう、それだけじゃない、生きがいにつながることを地域のために頑張ろうというやりがいが出てくるというのはお金だけじゃないというのがいろいろ書いてあって、私も年なのか、そういうふうに感じております。

そういうふるさとのよさをもっと教える、そういう施策が町の政治にとっても大事なかと。地元の学校を終わって地元で働く。そうすると学費もかからない。そして、ここで生きがいを持って働くというと、例えば東京で500万の給料で働くよりは、ここで親元から自宅に住んで250万の給料で働いたほうがまだお金は残るし、いろいろ時間的にも生きがいにもなるような生き方ができる。そういうことをもうちょっと子供たちに私たちが伝える、そういう努力が足りなかったのかなと反省しています。その辺を行政としてどのように考えているのか、お知らせ願いたい。

それから、2点目として、南部町の役場にはそれぞれ目的があるにしても、財政調整基金というのが約70億円以上積み立てがあると思うんですけれども、この基金の一部をうまく活用して、ほかの自治体はどうかというのは別として、この南部町だけでも予測されるような急激な減少を抑える何かの方法がないか。その辺をみんなで考える、今大事なきっかけになる時期だなと思うんですが、その辺を町長はどのようにお考えでしょうか。

それから、3点目として、出生者も人口もどんどん減っていった、このままいけば2040年には1万1,000人を割り込むという予測が出ているわけですが、そうなりますと、現在の住民サービスの質を低下させないで維持していくということはなかなか町が単独で頑張っても限界があると思うんですけれども、八戸市長なんかは中核市を目指していろいろ周囲の町村と合併して効果を出していきたいというようなことも今言っていますけれども、そういうさらなる自治体の合併とか、さらなる自治体の連携というのはどのように考えているのか、お答え願いたい。

次に、4点目として、子育てとか教育環境の向上策というのは考えられる問題点と課題はどういうのがあるか、説明していただきたい。

そして、5点目として、空き家率というのが大分ふえてきていると思うんですけれども、この空き家の利活用と移住者の増加策というのはこれは早急に取り組まないとますます空き家がふえてきて、いずれ取り壊さなきゃならない。しかも、住んでいる人がいなくなると行政のお金を使っても壊さなきゃならない。そういう状況になると思うんですけれども、先ほど紹介した「里山資本主義」という藻谷浩介さんという方が書いた本を読めば、空き家を解消するヒントというのがいっぱい書かれているんですけれども、まずそれぞれの自治体にはそれぞれの事情があるわけですから、この空き家をただ壊してしまうんじゃなくて、うまく都会から移住して少ないお金

でも裕福に暮らせる、そういうのをPRする。

それから、この本を見ますと、ここの町、ここの村には何もないんだと、これという特徴がない、でも引っ越してきてくれという誰も来ないというんですね。ここは都会にないこういう魅力もありますよ、こういう魅力もありますよ、例えば野菜だったら都会だったらスーパーで買わなきゃならないのが、隣近所と仲よくすればお金を出さなくても隣近所からうまく手伝ったりした関係で野菜はほとんどお金を出さなくても入るとか、そういうよさをもうちょっとPRする方法とか、それをうまくやればいいと思うんですけども、そういう何か活用方法を考えてはどうか。その辺の所見を伺いたい。

それから、次に大きく2点目として、今TPP交渉がどの程度具体的に成果を上げそうなのかわからないんですけども、それがきっかけで農業委員会のあり方だとか農協のあり方、あるいは農業政策というのが大分変わってくるように思います。現在の農業を取り巻く政策というのは、終戦後69年間で大分環境は変わっているんですが、制度的には食糧難の時代、あるいは小作と地主の関係の時代からのまま余り進歩しないで現在に至っていると思います。

けさの新聞にも、企業の農地所有は見送るとか、農業委員会の委員の選挙制度は廃止するなどの記事が載っておりましたが、今議論している政府、与党の担当者は果たして地方の農家の現状とか専業農家で頑張っている人の声をどの程度反映して今の案をまとめているのか、非常に疑問に感じる部分もあるんですけども、大事なことは専業農家あるいは農業で飯を食っていくという人がいかに希望を持って頑張れるような農政を行うかというのが一番大事なことだと思うんですけども、今専業農家で専門的にやろうとしている農家ほど農協離れが進んでいる。あるいは、国の農業政策に合わないことをやったほうが農家は生き残れるというような部分が結構ふえているように思うんですが、このままでいいかというと、いいわけじゃないですから、私らこの辺歩いて周辺農業地帯へ行っても、いわゆる耕作放棄地がふえている。ここは条件が悪いだろうなという田んぼとか畑はほうり投げているところがいっぱいある。それから、地域によっては土地改良区にいろんな経費を払えないから、お金がないからもう農地処分してくださいと。土地改良区に預けて、土地改良区では預けられても困ると、どうしようもないというような田んぼも、この南部町ではなくても周囲の町村ではそういう話も聞きます。そういう農家をどうするべきか、今の農業の政策はどう変わるべきか、その辺を非常に今注目しているところですけども、聞きたいことは、1点目の農地の所有権とか利用権に対する農業委員会の関与のあり方は、今のままでは決してよくないと思うんですよね。何となく農業委員会のいろんな権限が優先で、農地を売りたい、貸したい、そういう人は何かお上の言うことを聞かねばねと一步引いてかしこまっ

ているとかと、今の農業委員会って果たして町全体の農業を考えているのか、農業振興はどうあるべきかというのを優先に考えているのかということと甚だ疑問な部分もあると思うんですけれども、今のあり方は変えるべきだと思うんですけれども、どう変えるべきか、見解を伺いたい。

それから、耕作放棄地というのが、例えば中国山地といいますか、岡山とか鳥取、島根、広島の方では自治体によっては50%を超えている、あるいは40%を超えているというのがどんどんふえています。東北の方はまだいいほうだと思うんですけれども。そういうふうにもう一定の限度を超えて耕作放棄地がふえた場合は、もう再生というのは不可能じゃないかなと思うんですけれども、その耕作放棄地をどうやって減らしてどうやって活用させるか。それから、そのためには今までの制度でよかったのかどうか、もうちょっと真剣に考えるべきだと思うんですけれども、その辺は町ではどのようにお考えなのか。

それから、3番目に、相続によって取得した農地というのは、不在地主とか、あるいは自分は今もう農業はやる気がないと、先祖からの財産だからもらうけれども、好きなように活用してくれ、自分は一切やる気がないと、そういうのがこれからどんどんふえてくるような気がするんですけれども、そういうものをどうやって集約してどうやって効率よくあげるか、その辺を、今のままじゃ、もうちょっと改善しないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、どのようにお考えなのか。

それから最後に、ことしから今年度から都道府県ごとに農地バンクという制度ができて、それは今までの町の農業の担当、農林課の担当者と農業委員会とか、そういう今までのかわりというのはどういうふうになっていくのか。要は、農業政策で大事なことはまず耕作放棄地が何ぼでも減っていくことと、専業農家の財布にいかにお金がいっぱい入ってくるか、それが一番大事だと思うんですが、その辺に対する見解をよろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく2点、詳細にわたって9点でございますが、順次答弁してまいりたいと思います。

まず、町内で育った高卒者、大卒者の地元での定着率の向上策についてのご質問であります、高校生の場合は大部分が自宅から通学しておりますが、大学または短期大学の場合などは地元から離れて生活している人が圧倒的に多いと思われます。進学により地元から離れた場合に、卒業

後に町に戻り、定住した場合は人口の減少にはつながりませんが、地元で働く場が少ない場合や希望する仕事がない場合は町に戻れず、首都圏において就職することが現状であろうと推測されます。

町では、大学等に進学した場合の就学援助として奨学金貸付制度を設けており、卒業後、引き続き10年以上町に居住した場合には奨学金の2分の1を免除することで地元への定着を図っているところでございます。また、町の基幹産業であります農業への就農につきましては、平成24年度から始めました国の補助事業であります青年就農給付金事業や、それ以前の平成19年度から町単独事業として始めました新規就農者支援事業により、卒業後において新規に就農する場合のバックアップ体制を整えることにより定着率の向上を図っているところでございます。

議員からもご指摘ありました、東京で高い給料をもらってもそれだけの生活費がかかると。地方においては生活費においては給料が安くても物価等を考えると住みやすいのではないかというご意見、私も全くそういう思いでございまして、いろいろなところにおいて同じようなことを話してきました。と申しますのは、個人的になりますが、私も東京で卒業し、民間に勤めて、実は500円で1週間暮らさなければならぬときがありました。やはり東京で500円で暮らすというのは大変つらい部分がありましたが、田舎に戻ってきて500円、うちでご飯食べていると1週間暮らせる。これも田舎のまたいいところではあるなど。そういう部分をまたやはり皆さんにもしっかりと理解していただきながら、地方のいいところ、デメリットばかりではなく、メリットもそういう部分もしっかりと理解してもらいながら進めていくことが大事であると思ってございます。

大事なのはやはり働く場の確保だと思いますが、正直、町内においても限られた確保になっていると思います。近隣の八戸市さんを含めながら、当町は非常に距離的にも近い位置にありますので、八戸のほうに就職をして通ってもらおうとか、私も東京から戻り、八戸の企業に就職しました。正直、自分が望んだ職種ではなかった。ただ、生活していかなければならない、そういう中で就職をまずしたわけでございますけれども、今の若い人たちは3年以内にやめる人が非常に多いというふうに聞いております。そういうことから、なかなか正職につかない方が多いと。やはり、まず職につくと。いろいろ自分が本当にやりたい職種、またあんまり乗り気でない職種というのも当然あると思いますけれども、まずは仕事について、石の上にも三年、やってみるとまたそれぞれの仕事のおもしろさも出てくるのではないかなと思っております。

何とか町のほうもいろいろな支援策、対策を講じながら、若い人たちがまた地元に戻って生活できるような対策を考えてまいりたいと思ってございます。

次に、財政調整基金含めて基金の一部活用し、人口減少抑制策を考えたかどうかということでございますけれども、総額で79億ほどの基金をそれぞれ目的、基金もございまして、一般的に使われる基金としては財政調整基金、これは条例で災害復旧、また地方債の繰り上げ償還、その他財源の不足が生じたときの財源として設置されております。平成25年度末基金残高、これは財調でございまして、10億8,600万円となっております。また、基金の処分は経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合、また天災事変のため多額の費用を要するとき、その他特に必要と認める経費がある場合に限り、その全部または一部を処分することができるとなっております。

基金を活用しての人口減少抑制対策でありますけれども、これまでの期間においても人口増加策、雇用拡大策、定住策などの策についてお答えしておりますが、子ども医療費助成事業、15歳以下まで支援しております。また、新規就農者支援事業、住宅新築リフォーム支援事業など、町独自の人口減少対策、定住対策事業を展開してまいりました。しかし、人口減少抑制についての施策はまだ十分でないと思われることから、今後も効果の期待できる施策を打ち出していく必要があります、今後さらなる具体策を検討してまいりたいと考えてございます。

私も1月、再選させていただきまして、新年度の第1回目の課長会議において、この後も答弁していきます子育て支援含めながら、今までの支援策にさらに新たな支援策を考えていかないと本当に大変な状況になってくると。そういう中で、どういう支援策をしていけばいいのか、それぞれの課でも検討してほしいということを指示してございます。ただ、こういうソフト的な事業については、やはり恒久的に続けていかなければならない。そうなったときに町の財政状況を見て、この状況であれば恒久的にやっていると、そういう部分もしっかりと将来を見据えた中で行わなければならないと思ってございますので、必要に応じては基金の取り崩しということも考えて職員のほうには指示をしてございます。ただ、28年度から交付税がもう減らされていくというのは目に見えているわけですので、その後の財政状況というのも見ながらになってくると思います。ただ、いずれにしても、いろいろな対策は講じていかなければならないと思っておりますので、また議員の皆さんと一緒に考えて、そして必要なときには取り崩し初め予算確保もしてまいりたいと思ってございます。

次に、さらなる自治体の合併や広域的な連携についてのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、今後も少子高齢化や人口減少が進む中で高齢化率は上昇し、これにより社会保障経費は増加になり、また生産年齢人口の減少による町税の減収なども予想されますので、現状の行政サービス水準の維持は難しい状況になっていくものと考えております。

そしてまた、自治体のさらなる合併についてでございますが、国においては今、道州制について議論されておりますが、平成の大合併から経過年数も短く、合併効果の検証もされていない状況では、今の段階においては町民も逆に混乱を招くおそれがあるのではないかなと考えております。

しかしながら、大幅な人口の減少、高齢化率の上昇、町税並びに地方交付税の減額などにより、現状の行政サービスを維持していくためには電算事業の広域化など、一層の自治体連携が必要な事業もあると考えております。今後さらに事業の効率性、経済性の観点を重視し、広域的な連携が必要な事業はその事業内容に沿った既存の一部事務組合または協議会、同盟会、そして八戸圏域定住自立圏などの連携を強化し、各種施策の実現と安定的な効率的な行財政運用に努めてまいりたいと考えてございます。

参考までに、先般行われました青森県市町村長会議の青森県の提案の中において、また全国町村会においては、現段階においては道州制反対ということ年全国町村会または青森県町村会のほうも表明しているところでございます。非常に先を見ながらということで、今の状況で人口が減っていく、そういう中でどのように将来やっていけるのか。1万956人ですか——に減るということになれば、三戸郡、この近辺でありますと大体同じ規模か、三戸町さんぐらいの現在の人口になると思いますが、そういう人口で果たしてやっていけないのか、やっていけるような工夫はないのかということも考えながら、次の段階の合併なり道州制というものに対して議論していかなければならないと思っております。

次に、子育て、教育環境の向上策と課題についてのご質問でございますけれども、現在、町では多様な保育サービスをして、通常の保育時間を超えて保育時間の延長を行う延長保育、病気や仕事の都合で一時的な保育が必要なとき利用できる一時的保育事業のほか、昼間での保護者のいない家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブなどを実施しております。また、子育てに伴う経済的負担の軽減としましては、乳幼児医療費の支給や中学生までの医療費無料化などを行っております。このほか教育支援としましては、中学生までは無料としているコミュニティバス運行やクラブ活動による県大会以上の場合の出場助成などにより、保護者等の負担軽減を図っているところでございます。

ご質問のございました子育て環境の向上についてでございますが、全般的に未婚化や晩婚化による出生率の低下による要因が言われており、社会全体が豊かになれば逆に出生率が低下するという結果になっているとも聞いております。さらには、子育てにかかる費用も少子化の一因と言われております。保育や教育等における経済的負担感を軽減するための取り組みをさらに強化し

ていくことが必要な時期になってきているものと考えております。

今後は、平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から新たな制度が展開される予定と聞いておりますので、町としても南部町子ども・子育て支援事業計画を策定し、より子育てしやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、教育環境の向上策についてであります。平成26年度版新青森県基本計画において、県教育委員会では施策の柱としてキャリア教育の推進による人材育成、多様なコミュニケーション教育の充実、人づくりを通じた地域コミュニティの活性化の3点を掲げ、重点的に取り組むとしております。社会全体で子供を育てていく意識、教育費の経済的負担の軽減、子供の成長にかかわる親の役割、認識など、課題は多いと思いますが、県の施策に沿い、町としても積極的に行動してまいりたいと考えてございます。

人口減少防止対策としましては、手厚い子育て支援策や教育環境の整備を図り、他の市町村からの転入を呼び込むような施策も重要でございますが、産業を振興し、生活を安定させ、子供を生み、育てやすい社会づくりに努めることもより重要と認識しているところでございます。

人口減少は難しい課題であります。一つの自治体だけで効果が生まれるものでもございません。きょうの新聞にも三村知事の人口減少に対するコメントも出ておりました。それぞれの県または自治体の努力と、やはり国としての政策という部分もしっかりと出してもらいたいというコメントも出ておりました。やはりそれぞれの地域の努力、また県の努力、そしてまた国全体の努力、政策、そういうのも一緒になってつくっていかないとなかなかこの問題は解決しにくいなど感じているところでございますが、町としてもいろいろな角度から考えてまいりたいと思っております。

次に、空き家の利活用と移住者の増加策についてでございますが、現在、町には推定250棟を超える空き家が至るところに点在し、地域の景観や治安、イメージ悪化など、さまざまな問題を抱えることとなっております。従来、住宅は個人の資産であり、空き家問題を解決するための対応については所有者等が主体性を持って行うこととされてきました。しかし、空き家の増加は地域社会の中に新たな危険や被害を及ぼすなど、さまざまな社会問題を引き起こす可能性が高く、町として対策を立てなければならない行政課題ともなっております。

しかしながら、一方ではグリーン・ツーリズムを推進し、都市住民に向けて農村の魅力を発信するためのツールともなり得る可能性も秘めている物件でもあります。町としましては、達者村ホームページにおいて移住者、希望者に向けた住宅の確保及び空き家の利活用促進の観点から、賃貸、売却が可能な空き家を募集、登録するとともに、情報の提供を行っております。現在、空

き家バンクに登録されている物件は1戸だけですが、過去には4戸が賃貸として成約された実績がございます。

一方、利用希望者として5名の方から登録いただいております。このように、希望者に対して登録している空き家が少ない状況でございますので、広報等で登録を呼びかけておりますが、建物の老朽化や相続問題など個々の事情もございまして、一気にふやすことも難しい状況でございます。

また、八戸圏域定住自立圏共生ビジョンには、空き家バンクを活用した移住促進策として関係市町村全てにおいて空き家バンクを構築し、八戸市東京事務所を窓口として首都圏住民に対し情報発信を行うこととしております。

今後は空き家の登録に向け、所有者等への制度の情報提供を行いながら、魅力ある町に向け、環境整備を整えて、移住して住みたい町となるよう、まちづくりを進め、長期的な展望を持って事業を継続していきたいと考えております。

現在、住宅新築リフォーム事業を行ってございます。そういう中において、一つ、やはり空き家を活用していく場合には、先ほども申し上げました老朽化している部分、また相続問題等の部分、改修してまで面倒だなという方々もあると思います。そしてまた、新しくうちを建てて、もとのほうに物を置いている、そういう世帯もございます。現在のリフォーム新築等の事業、こういう中において、もし空き家バンクにその後登録していただける方が改修された場合には、この事業の中で通常の補助率よりも例えば補助率をアップして支援すると、そういうやり方もできるのではないかなと思ってございます。今後ちょっと検討して、利活用を図れるようにしてまいりたいと思ってございます。

次に、第2点目の農地の所有権と利用権に対する農業委員会の関与のあり方はどう変えるべきかというご質問でございますが、先月14日に政府の規制改革会議農業ワーキング・グループが農業改革に関する意見を取りまとめましたと、新聞、テレビなどで報道されたことによるご質問とお伺いいたします。

意見の内容は、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方の見直しを提言しており、農業委員会においては選挙制の廃止や都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止、農地の権利移動の届け出制への移行などが盛り込まれております。農地の権利については、現在は農地法による許認可制となっております。

今回の規制改革会議農業ワーキング・グループが出した農業改革に関する意見を踏まえ、政府が昨日、農業改革の大枠を固めたと、けさの新聞に掲載されておりました。ポイントといたしま

しては、企業の農地所有の解禁は見送り、企業が農業生産法人に50%以上出資することは認めない、また農業委員会の委員の選挙制度を廃止すると、また全国農業協同組合中央会の廃止は5年後をめどにと、また全国農業協同組合連合会の株式会社化は検討事項と、大きなポイントとなっております。

この点については、今後具体的にどういう内容になってくるのか、そのことによって農地の権利に関する農業委員会の関与のあり方などが明らかになってくるものと思っておりますので、推移を見ながら注視してまいりたいと思っております。

質問のほうに耕作放棄地の質問も出ております。一つは、非常に耕作放棄地が解消できるのかと、農業改革をしていった場合、企業の50%参入は認めないと、こういうことが耕作放棄地の解消につながっていかない場合は果たしてどうかなという部分がありますし、専業農業者からすると企業が入ってきて、企業の場合は、これは農業者も経営感覚を持ってやらなければならないわけですが、一つは採算が合わなければすぐ撤退するという部分を危惧していると。これは農業団体のほうの意見でございますけれども、そういう声も聞こえてございます。

国では耕作放棄地の解消を図るための対策として、荒廃した耕作放棄地を借り受けて、作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う作業や、土づくり、作付、加工、販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策を実施しております。この事業が平成21年度から26年度まででございましたが、延長され、平成30年度までとなっております。当町では、これまでにこの事業を活用し、耕作放棄地の解消を行い、作付をしている農家は1軒となっており、交付金29万円が交付されております。今後も耕作放棄地の対策として、機会を捉えながら耕作放棄地再生利用緊急対策の周知を図ってまいりたいと思っております。

また、経営所得安定対策においては、荒廃農地または遊休農地を解消して、麦、大豆、ソバ等を継続して作付する場合に、作付面積に応じた交付金を最長5年分交付する再生利用交付金の制度があり、平成26年度までの事業となっております。この制度につきましては、水田農家を対象に毎年2月にパンフレットを配布し、周知を図っているところでございます。いずれにしても、耕作放棄地の解消に向けて取り組みが大事になってくると思っております。

次に、相続によって取得した不在地主や、みずから耕作する意志のない農地の活用策についてでございますが、農地を相続した場合は農業委員会の許可を必要としませんが、その旨を届け出なければならないこととなっております。届け出を受理した際、農地の適正利用が図られないおそれがあるような場合は、権利の設定もしくは移転のあっせん等を講じております。

また、毎年10月から12月にかけて、南部町全域の農地について利用状況調査を行っているところでございます。昨年も調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者に対しまして遊休農地利活用のための意向確認調査を行っていると聞いております。それにより、農地を貸したい、または売りたいなどの出し手情報につきまして、規模拡大を希望する農家や新規就農希望者などに情報提供しているところでございます。

さらに、今年度から事業が開始されました農地中間管理事業による農地中間管理機構への貸し付けを促すこととなります。今後も引き続き農地の有効利用を図るため、遊休農地の所有者に対しましてはみずから耕作をするように、または貸し付けなどを働きかけてまいりたいと考えてございます。

きょうは農業委員会委員長さんが出席しておりませんので、私のほうからも答弁させていただきます。

次に、都道府県ごとに設置される農地バンクと従来の組織とのかかわりについてお答え申し上げます。

まず、都道府県ごとに設けられる農地バンクですが、公益社団法人あおもり農林業支援センターが青森県から本年3月19日付で青森県農地中間管理機構の指定を受け、4月から業務を開始しております。これは、従来組織の農地保有合理化法人であった公益社団法人あおもり農林業支援センターが行ってきた農地売買を中心としていた農地保有合理化事業の内容を見直し、同事業にかわるものとして経営規模縮小などにより農地を貸し出したい出し手農家から機構が農地を借り入れ、公募に応募し、公表された受け手農家にまとまった農地を貸し付ける農地のリース方式を中心とする農地中間管理事業を行う機関となっております。

この機構と従来の組織とのかかわりですが、町は地域の農業者の話し合いにより、人・農地問題の解決方向や地域農業の将来のあり方を明確にしていくものである人・農地プランの作成主体である、また機構から中間管理事業の業務について農地の出し手、借り手の公募、農地の現状状況や権利関係調査などを行う委託を受けることから、機構と密接に連携をとっていかなければならない役割を担っております。

次に、農業委員会ですが、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っており、農地に関する各種情報が集まっているところです。したがって、中間管理事業業務を受ける町と連携して機構の業務への協力が必要となってきます。特に農地利用配分計画を作成するに当たって、農地の地番、所有者等の情報を正確に把握している農業委員会の協力は必要不可欠なものとなります。

なお、農地中間管理事業に関する啓発普及のために、人・農地プランの作成見直しのプロセス等を通じて、地域の農業者に中間管理事業の活用方法について周知を図る農業協同組合や農業団体などの関係機関とも連携を図ってまいりたいと思っております。

農地中間管理機構につきましては課題も多いと思っております。出し手につきましては、協力金等々のいろいろな支援がありますが、受け手に対する支援がないということで、懸念されることは出す方が多く、受ける方が少ないという現象があらわれるのではないかなと思っております。そしてまた、場所のいいところは中間機構がなくてもそれぞれが契約できると思いますけれども、場所の悪いところ、そこが一番耕作放棄地、荒廃地になっていくわけでございまして、私は農林水産省との懇談会の際にもこの点を指摘いたしました。受け手に対する支援がないと、集めただけで、ただただ受け手がない、そういう状況になると思うので、場所が悪いところを支援して、それなりの支援があるのであれば若干場所が悪くても借りてみよう、という気持ちになるのではないかなということも申し上げておりますが、今はまだこの制度でスタートしていますので、いずれまた今週日曜日、国会議員の皆様との懇談会がありますので、そういう席においても意見を申していきたいと思っております。

いずれにしても、非常に耕作放棄地が多くなってきておりますので、さまざまな支援をしていかなければならないと思っております。議員の皆さんからもどうぞいろいろな支援策、対策等、ご支援、ご提案もいただきながらクリアしていけるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） いろいろ詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

今、町長の答弁を聞いていて、農地の関係というのをちょっとあまのじゃく的に言わせてもらえば、この南部町の農業委員会を今の体制で維持していつて年間どれぐらい経費がかかっているかというと、職員が3人、それに農業委員のいろいろ会合あるということ、そこそこ経費がかかっている。今の体制あるいは農地バンクをさらにやっても、簡単に町長さっき言われたように受け手に何かのメリットがないと耕作放棄地の解消にはつながらないというのは私も容易に想像できるんですけども、例えば、これはここの地域ではないんですけども、耕作放棄地がふえた場合に、牛を放し飼いにして毎日味が変わる牛乳というのを売り出したら非常に評判がよくて、普通の牛乳の大手メーカーの3倍5倍で客がついたとか、逆転の発想でもって結構おもしろい成果

を上げているところもあるんですよね。

この三戸郡の場合だと新郷村でヨーグルトなんかつくって、この間も何かえらい、賞もらったというのがついてたんですけれども、例えば条件が悪くて農業はだめだったら、そういう放牧用の畜産用地として活用するだとか、それにしても何らかの最初の応援する制度がないと厳しいと思うんですけれども、その辺を柔軟に考える制度。

それから、あといろいろ見ていると、たしか島根県の山奥なんですけれども、ちょうど岡山とか広島の間近く、邑南町ですか、その町で町営の施設があって、あいているからレストランを、ただ使わないのもったいないから、近くの畑をただで貸しますから、シェフをやりながら畑も住むところも月1万円だか2万円で貸しますからと募集したらしいんですよね。そしたら、誰も応募がないだろうといったらあって、それがその人がフランス料理だかイタリア料理のレストランを開いて、えらい評判がよくて、来たシェフの人もえらい生きがいを感じている。

そういう記事を見て感じるのは、田舎にずっと暮らしている人ってここは何も魅力がない、だめなんだという先入観があるわけですよ。ところが、都会から来た人から見ると、例えば家賃が安い、あるいは食材が安い、いろんな水がきれいだ、空気がきれいだと、そういう私らが気がつかないよさがここにはいっぱいあると思うんですよ。そういうのをもうちょっと考えながら、例えばチェリウスでもバーデハウスのレストランでも、そういう一風変わった人、まさか来ないだろうと言いながらも募集してみるというのも一つの手かも知れないし、私考えるに、60過ぎて私ら年金をもらいながら生活していると感じることなんですけれども、ある程度年金をもらっているということは生活の8割方は基盤ができているんですよね。よく言えば、余暇を利用してあいている体力でもって2割ぐらいちょっと収入につながることをやれば生きがいもふえていいと。そういう人って都会にもいっぱいいると思うんですよ。そういう、あと1割か2割、生きがいがあって体も動かして生活も楽になればいいという考えの人をターゲットに呼び込むとしたらどういう方法が考えられるかとか、その辺をもうちょっと柔軟な発想でやれば、この地域だけじゃなくても、まだ移住する人がありそうな気がするんですけれども、その辺をアイデアコンクールみたいなのもやって、何とか、何もやらないよりは結果を出すための努力をみんなでやらなきゃだめじゃないかなと思うんですけれども、その辺どういうものですか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろんな全国においても取り組みをして成功しているところもあると思

っております。先ほど島根県の一町の紹介もいただきました。いろいろな角度からこれは考えていかなければならないなと思っております。

前に、谷中さんというご夫婦、これ中期でしたけれども、そのときに3カ月来ていただいて、また冬に1カ月来ていただきました。そのとき、決定打は何かというと、やはり奥さんの一声がだんなさんを動かしたということで、いろいろテレビなんかで農村に移住した番組を見たりしていますと、やはり女性、奥さんがそういう気持ちになってもらうというのが非常に大きいなというふうに感じながら見させていただきました。そういう部分を考えますと、女性の方々から田舎のよさというものを理解してもらって、絞ってPRしていくと、そういうことも大事なかなと思っております。

いずれにしても、議員さんからご指摘いただいた心配されている課題、農林課、農業委員会だけではなく、町全体としての課題として今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともまたご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。

これで工藤久夫君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） おはようございます。

私は、包括ケアシステムと費用対効果についての町当局の考え方、それからアナフィラキシー補助治療剤の学校への常備配置についての町に対する所見をお伺いしたいと思います。

まず、包括ケアシステムと費用対効果について質問いたします。

現行の行政システムでは、町の各事業についてはそれぞれ単独に執行され、関連する他の事業

ですとか、ほかの課の事業との関係性の中で相乗効果ですとか相加効果等の評価はなされにくい現状があるという認識は皆様周知のとおりであります。費用対効果を考える上で、効果があったのかなかったのかを考察する手段も町独自のデータの蓄積も欠けていると私は考えております。

そのような現状にあって、新しくスタートする町の包括ケアシステムについては、かかる費用ですとか、今後の当町の医療福祉行政の方向性を模索していく上で、その取り組みの姿勢ですとか体制のあり方、費用対効果の有効性を町民に示すことは大切なことだと考えております。

もちろん包括ケアシステム全体を費用対効果という視点で評価することは非常に困難であることは私も承知しております。費用対効果という側面で評価すべきでない部分も含まれていると思います。

ですが、包括ケアシステムの定義として、介護が必要になった高齢者も住みなれた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことと定義があります。それら5つの項目を全部含めて一括した評価をすることは規模的にも甚だ大きくなり、曖昧な部分も加わり、余り現実ではないと思うのですが、少なくとも包括ケアシステムの定義にあります医療、介護、介護予防、この3つに関してはそれぞれの関連性を含め、評価ということは割と容易に行えるのではないかと私は考えます。

以上のことを踏まえて、このような問題意識についてどのようにお考えになるのか。是か非かをお答えいただきたい。また、それを是とした場合に、それに対応する姿勢と方法論をお持ちでしたら示していただきたいと思います。1点目です。

2点目として、アナフィラキシー補助治療剤の各学校への配置整備についてお伺いします。

スズメバチですとか、中にはアシナガバチの場合もあるかもしれません。刺されて死亡するという例は、毎年全国で70件から100件程度の報告があります。その年によって若干違います。

私、通告書では青森県で30件あるというような書き方をしました。ですが、ちょっとよく調べてみますと、具体的な数値に基づいたものではなかったということがわかりました。その部分を撤回したいと思います。

どういう経緯でその30人程度が毎年というふうなことを書いたのかといいますと、ある薬剤師の方とお話ししていたときにそういう話がされました。曖昧なまま聞き流していたものですから、私も悪いのですけれども、ですが、過去最大で30人程度亡くなった経緯があるのではないかと容易に想像される事例の積み重ねがあるとのことであります。ですが、根拠がありませんので、その数字は削除してお考えください。

ハチに刺されたアナフィラキシーショックのほかに、児童生徒においては食物アレルギーです

とかアトピー性皮膚炎ですとか気管支ぜんそく、ほかにも花粉症ですとかいろいろ、いわゆる自己免疫疾患によるアレルギー体質の増加傾向というのは顕著であります。

以上の状況を鑑みて、アナフィラキシー補助治療剤の各学校への常備を提案いたしたいと思いますが、町当局のお考えはいかがでありますでしょうか。よろしくご答弁ください。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、包括ケアシステムの費用対効果における問題意識についてのご質問であります。当町の包括ケアシステムの概要につきましては、昨日、夏堀文孝議員への一般質問の答弁の中でもご説明申し上げたところであります。

包括ケアシステムは、保健・医療・福祉サービスが必要なときに適切な内容で総合的、一体的に提供されるよう、サービスの提供にかかわる機関がお互いの機能や役割を持ち寄り、連携を図ることで課題を克服していく仕組みでございます。また、健康寿命をできるだけ延ばしていくため、保健分野以外の分野におきましても予防の視点を持ち、第1次予防、第2次予防、第3次予防の各段階で保健・医療・福祉の連携を深め、予防に取り組むことでもあります。

これらのことは、住みなれた地域で健やかに生きがいを持って生活していくために、住民にとりまして絶対に必要不可欠なものであり、このような意味でご質問に対しましては是ということになります。

次に、是とした場合、それに対応する姿勢と方法論についてのご質問でございますが、当町におきましては職員、特に保健師を多く配置いたしまして、地域ケア会議を初めとするさまざまな会議の開催、保健・医療・福祉それぞれの分野の連絡調整、住民の皆さんからの相談受け付けなどを実施し、包括ケアシステムを推進しているところでございます。

このため、包括ケアシステムに係る人件費は他の町村と比較して多い状況となっております。しかしながら、包括ケアシステムにおける予防に取り組むことによりまして、疾病の重症化や要介護状態の重度化を防ぎ、サービスを利用する人の数を減らす、あるいはサービスの量を減少させることが可能であると考えているところでございます。高齢化等によりましてサービスを利用する対象者が増大していることから、サービスに係る全体の経費としては増加いたしますが、予防に取り組むことによりましてサービスを利用する1人当たりの経費を縮減させ、経費の増加率

を抑えていきたいと思っております。

当町では現在、健診や健診後の訪問指導、運動教室や介護予防教室など各種予防事業を実施しているところではありますが、これらの予防事業が保健・医療・福祉サービスの経費の増加率を抑え、結果として医療費や介護給付費の縮減につながるよう、今後とも重点的に取り組んでまいり所存でございます。また、町民の方々にも有効性を理解していただけるように努力してまいりたいと思っております。

川守田議員もおっしゃっておりました、費用対効果については全部費用対効果という評価だけではないものもあると。そういう中で、やはり費用対効果であらわせないもの等々も中にはあると思っております。また、費用対効果だけでこういう包括ケア含めソフト事業という部分はそれだけでも判断できない部分というのもございます。

きのう夏堀議員さんにも効果等、若干お話をいたしました。今まで施設がばらばらだった部分が一つの拠点施設として取り組んでいくという部分においては、それぞれの分野での連携というのがまさしく短縮されて、すぐまた対応できる、すぐ医療側と相談できる、そういう体制も組めるわけでございます。そういう時間の短縮というのはまた費用対効果という部分にはなかなかあらわれないものだと思っております。

いずれにしても住民の皆さんが、そしてまた本人また家族の方々が包括ケアシステムの取り組みによってやはり安心できる、そういう体制をしっかりとらなければならないと思っておりますので、担当部署においてのしっかりとした横の連携が大事になってくると思っております。そういう部分においてしっかりと連携をとりながら、安心できる体制を整えてまいりたいと思っております。

次のご質問でございますが、アナフィラキシー補助治療剤の学校への配置整備についてのご質問でございますが、ここにつきましては教育委員会のほうからまた答弁したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 次に、アナフィラキシー補助治療剤の各学校への配置整備についてお答え申し上げます。

アナフィラキシーは複数のアレルギー症状が短時間で生じる状態で、複数の臓器にわたり症状

が起きると言われております。原因として代表的なものには、先ほど議員ご指摘のハチ毒によるハチアレルギー、または食物アレルギー、さらには薬剤アレルギー、さらにはゴムアレルギーなど、多々あります。

アナフィラキシー補助治療剤は、アナフィラキシーの症状を起こす危険性が高い人と医師が判断した患者さんのみに処方されるものでございますので、現時点では不特定多数の人に使用するための置き薬または常備薬として学校単位に医師から処方されることはないと考えております。このため、学校に配置できないということになります。

また、アナフィラキシー補助治療剤の注射は医療行為に当たるため、医師でない者は基本的にはできませんが、平成21年7月の厚生労働省からの文書では、補助治療剤が処方されて持っている児童生徒がアナフィラキシーの症状で危険な状態になった場合は、その児童生徒に対し救命の場に居合わせた保護者や職員が注射薬をみずから注射できない児童生徒にかわって注射することは医師法違反にならないと、そういう見解が出されているところでございます。

なお、現在、当町の小中学校ではアナフィラキシー補助治療剤を学校に持参している児童生徒2名おります。特に食物アレルギーを持った児童生徒でございますが、医師より処方されている児童生徒であります。これからの時期、各学校においては野外活動等の体験学習が計画されておりまして、スズメバチ等に刺された場合についても今まで以上に校長会また養護教諭部会等で周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

今後とも保護者と学校が密接な連絡をとり合うことで、常に注意しながら、万一に備えまして、関係者が適切に対応できる態勢をつくっていかねばならないと思っております。特に、このように温暖化が進み、スズメバチの大量発生ということがマスコミで出ておりますので、ことしは特に、先ほど言いましたように校長会等を通して周知徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ですが、アナフィラキシーのほうからいきます。学校には常備できませんとのことですが、それはちょっと違うんじゃないのかなと思います。公立での話はわかりませんが、私立の高校であつたり中学校であつたりすれば常備している学校はあるそうです。それはどういうふうな経緯でかといいますと、学校医というのがいらっしゃいます。その方の指導のもとに学校

医が管理するという形態をとって、実際に管理しているのは保健室の先生と、そのようなことが可能なんだそうですよ。

それで、アナフィラキシー補助治療剤がいろんなメーカーから出ているのかなと思って調べましたら、そうではなくて、具体的にはファイザーのエピペンという商品名が今のところは唯一のものなんだそうです。別に私はそうやってエピペンを議会で宣伝して学校に配備させて、ファイザーからバイアグラの報酬でももらおうと思って言っているわけではないんですよ。ですけども、複数の商品があるのであればまた違うスタンスもあるんだと思うんですけども、1社しかないというところにはちょっと気がとがめるところもあるんですが、生徒の命にはかえられないだろうという観点からであります。

それはどういうことかといいますと、昨年12月、東京調布市のとある小学校で、5年生の女の子がチーズのアレルギーがあって、チーズを使わない給食を食しておったのが、おかわりしたのがそのチーズが混入していた、使った給食だったと。それを食して、14分で呼吸停止になったんだそうですよ。担任の先生というのは何もできないで14分見ていたということのようですよ。ところが、親からは、こういったことがあったらこれを注射してくださいという形でエピペンを預かっていただきたそうですよ。まことに悲しい現実といいますか、割り切れない思いがいっぱい残るじゃないですか。

そのことをちょっともとにして考えてみると、例えばハチに刺された、食物アレルギーが発生した。ちなみに食物アレルギーがある食材というのは、細かいことは言いませんが、大体17種類ぐらいなんだろうというふうに認定されているんだそうですよ。詳しいあれはわかりません。小麦だソバだって、代表的なのはわかりますけれども、17種類あるんだそうですよ。その程度あるんだそうですよ。その食材を全て避けて給食を供給するという栄養士さんの仕事も非常に大変なんだろうと思うのですけれども、これはまた別の話なんです、一番の問題はアナフィラキシーショックを起こしておったのか、いなかったのか、その判断が現場の先生にはつかなかったということなんだろうと推測するわけです。

ですけども、そのエピペンというのは親から渡されて預かってある、そういう現状なんですよ。そう考えると、学校に1本もしくは2本、体重30キロ以下の児童に対しては0.015ミリグラムのアドレナリン剤、体重30キロ以上であれば0.3ミリグラムのエピペン、2種類あるそうなんですけれども、小学校の場合であれば2種類必要なのかなということなんです、中学校になったら大体0.3ミリグラムの1種類でよろしいのかなとも思うのですけれども、そういった例えば食物アレルギーの場合はどういった症状を経てどういうふうになるか、どういうときに先生であ

れ——が注射するか。例えば気管支ぜんそくの場合もあると思います。ハチに刺されたときもあると思います。微妙に症状は違うのかもしれませんが。詳しいことは私もわかりません。ですが、そういった指導を学校医ですとか、例えば町で配備するのであれば、町の病院の先生が校長先生、教頭先生、一般の先生方、保健の先生、今何といたしますか、用務員の方、そういった人全てにしかるべき講習を施して、使用方法ですとか、そういったことを施して周知徹底することができるじゃないですかという利点があると思います。

そういう意味で、そういうことを考えて常備してはいかがでしょうか。よい研修の機会にもなるかと思います。というような意図で質問したわけなんですよ。そういうことですので、そのようにご承知ください。

包括ケアのほうに移るんですが、町長が答弁でおっしゃった重症化を減少させる、ひいては安心をもたらす、提供するという基本的な姿勢ですよ。そのところを費用対効果として数値化できるんじゃないでしょうかと、私は申しておるわけです。

例えば、健康診断を一生懸命やって健診率も上昇させます。健診の費用がかさみます。当然、健診にひっかかって再検査ということになります。再検査して何かの病気が見つかったということになると、例えば入院ですとか手術ですとか投薬ですとか、結果としてそういうふうになりますよね。例えば別な物の見方をしますと、例えば名川病院を黒字のままにしようと思えば、患者さんいっぱい来てもらわなくちゃなりませんよね。ですけれども、そのかわりに保険医療費がかさむ、薬価代がふえる、そういったことに自然となるわけじゃないですか。名川病院が黒字になることは大切なことではあるのかもしれませんが、そのかわり、名川病院の会計には載らない薬価代ですとか検査費用とかということが逆にふえるという、そういうことがついて回るわけですよ。そういったところを包括して費用対効果として自己評価すべきではないのかと。その上で、この事業、こういう考え方、こういった施策というのが果たして金銭面において効果があるのか、あったのかなかったのかということを改めて評価し直すということが私の言っている費用対効果ということなわけですよ。

全体としては、先ほども申しましたように、費用対効果の側面で物を見るという、それは余り適切じゃない部分もあるのはわかります。ですけれども、全体の中の部分的に捉えると幾つかの評価可能な部分というのがあって、そのところを評価することによって全体を推論して評価することができるという２段階の考え方というのは必要になってくるんだと思うんですよ。そのためにどういったデータのとり方をしますか、どういう連携のとり方をしたらいいんでしょうとかいうことをお伺いしたかったということなわけですよ。

とどのつまりがそういうことであって、そういった独自のデータをお持ちでないというのはわかるんですよ。ですけれども、自分の町を運営していくという上で、自分たちが独自のデータを持っていない、持つべきを知らないというのはこれはまた問題じゃないのかなと思うわけです。

よく一般質問で数値的なことを問われたりすると、何とかセンサスからの数値でございそうですがみたいな答弁をなさいます。それもちよっといかなものかと思って私も聞いているんですけども、データを持っておらないのであれば、それは仕方ないのかなとも思うのですけれども、持とうと思えば持てるはずなのに何でデータとりをして自己評価につなげるような物の考え方ができないのかと。そのところを問いたいわけですよ。

そういうことですので、ご答弁をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 病院の医療費等について、若干ご説明いたしたいと思えます。

全体の町の医療費というのは医療センターだけの医療費ではなくて、ほかにも八戸とかいろんなところで受診されているわけですし、その中の一部が医療センターの医療費ということになりまして、その中でも抑えているのは多分国保であれば各医療機関ごとにレセプトというものが来ますので、医療機関単位の費用的なものは把握できてくると思います。

その点では、そこにかかわる費用というものは出てきますので、それについては病院が黒字だから国保のほうに圧迫してくるという、一概にそういうことは余り影響はするようなことはないと考えております。というのは、病院の場合は入院医療費を考えた場合も、平均1日2万円前後です。八戸の急性期等に行くと、大体1日5万円や6万円という費用がかかりますので、もう単価が全然変わってきます。なので、一概にその病院の黒字が国保を圧迫するということではないと私は認識してございます。

健診等については、かかる経費、当然経費の費用とあと再検査やった場合、それから治療、手術までという、やっぱり国保の方であると手術になると高額医療ということになるので、その高額医療の分は国保のほうでも把握してくるかなと思ってございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 健診についてですけれども、平成20年度に法律改正がありまして、従来、基本健診であったものが特定健診、保険者ごとに責任を持って保険者の健康管理にちょっと気を遣ってくださいということで変わったんです。その中で、医療費につきましては、国保につきましては当然保険者ですのではっきり数字は出ております。合併後、県内40市町村ありますけれども、大体中位で来ています。その中で、県南の特徴というか、当町の特徴といたしましては、1件当たりの診療費用がちょっと高いと。ちょっと悪化してから受けているのかなという傾向がずっと見られています。

その中で、まず健診に関する費用ですね、これは国保の保険料で賄っています。考えてみれば、予防治療みたいな形で使われているのが実情になります。ですので、健診の主目的である早期発見、軽いうちに発見して治療を行えば医療にかかわる費用は低減できるということで進めております。ですので、これにつきましては現在町の課題としてあります、逆に死亡のほうですね。全国なり県内のほうで高い糖尿病なり脳血管疾患なんですから、そちらのほうの指導を強化して、やはり議員おっしゃった費用対効果ですね、悪化させない、あとは運動不足であれば運動を行うといった健康行動を行えるような健康知識についてのアドバイス等につきましても、今後、保健師とか栄養士の資質向上も含めて、適切なアドバイスができていければと考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 名川病院が高いの安いのと、そんなことを聞いているわけではなくて、町としては名川病院なんざ閑古鳥が鳴いて——どこの病院もですよ、名川病院だけではなくて、実際の保険を扱うものにとっては、病院なんざ閑古鳥が鳴いて、病院なんざいないほうが一番いいわけですよ。それが理想の姿であるわけですよ。ですけれども、自治体の事情によっては自治体がそういう病院を設置しないとどうにもならないという状況なのであれば、私はその病院が、診療所であれ病院であれ、赤字でも何でも運営していかななくてはならないと思っています。

それはまた別なあれなんです、言っているのは、では介護予防したらどれだけ実際介護にかかる期間を、介護が必要になる時期を延長できるようになりましたでしょうかとか、そういったことというのは統計的なデータを数値処理すればおのずと簡単にできることだと思うんです。ここにいらっしゃる方々はそういうすべをお持ちじゃないのかもしれないけれども、もっと若い世代とか大学で統計学を一生懸命勉強させられたとか、好きでしましたみたいな人たちというの

は非常によく知っているものです。私はあんまり好きなもんじゃなかったものですから、よくわからないんですけども、統計のそのあれというのはわからないんですけども、よく知っている人はこの役場の中にもいらっしゃると思います、私は。そういった人材がおるのであれば、そういった人材を活用してはいかがでしょうかということも言いたいわけですよ。立場が上の者であっても、知らないことは下の者に素直に聞けばそれが一番自然な姿だと思います。

そんなことがあって、やればできることなのに何でやらないのかなと。一番基本的なことを整備していく、何で行政というのは一番基本的なデータだとか、その上に積み重なる一番下になるところをちゃんと整備してから事業を行わないのかなというふうに思えてならないことが多々あります。そういった意味で、包括ケア等含めて質問させていただいたわけなんですよ。

町の総合振興計画、何期目でしたか、4期目でしたか、その作成に当たってちょっと委員として参加させてもらったことがあります。平成25年度から29年度分までです。その中でこういったことがあったんですよ。観光事業に関して、この基本計画をつくる上でのデータに、年間、町内の観光客数、びっくりしますよ、平成18年度96万人、平成23年度71万2,914人、平成29年度には75万人になるだろうと。こういったデータを使っているわけですよ。これ年間ですよ。18年度は96万人ですよ、96万人。96人じゃないですよ。どこさそったらに観光客来てあったのかなと伺いました。そしたら、これは県のデータでございますという話でした。どうやってカウントすればこったらにカウントささるんだいという話になったら、法光寺でバーデで何カ所かで通過した人をカチカチカチカチ数えるんだそうですよ。それから推測して全体の量をあれした人数が96万人だということなんですね。

○議長（坂本正紀君） 川守田議員、それは今の質問の内容と違うと思いますけれども。

○15番（川守田 稔君） 町独自のデータを得ることの大切さを問おうとしています。

○議長（坂本正紀君） こちらの通告に従って、こっちの内容だといいいんですけども、ちょっと観光のほうは違うと思いますので、気をつけてください。

○15番（川守田 稔君） はい、わかりました。

こういうデータを使うわけですよ。医療、介護にかかわらず。全く笑ってしまうようなことをまじめくさってやっているわけですよ。その中には町の職員もかわりながら、ましてや大学

の教授も座長としてかかわり合いながら、何でこんなことをやっているんだろうなと非常に不思議に思った次第なんです。全部のデータを私は目を通してはいないんですけども、一つ見ればこんなものなのかなと思います。これで将来の基本計画をつくろうということ自体が非常にむちゃなことだなという感想を持ちました。

そういったこともあって、独自のデータを収集してどのように評価に使用するかということの大切さということを認識してほしいと思ったのが今回の質問の趣旨であります。

以上です。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後 1 時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

2 番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（2 番 八木田憲司君 登壇）

○2 番（八木田憲司君） 本日、私は通告しておりました積雪時の通学・通勤等の歩道除雪対策について質問させていただきます。

ことし 2 月に襲いました豪雪への対策につきましては、3 月定例会の中で多くの議員から質問がありました。そのときにも町長及び担当の職員の方よりいろいろお答えいただきましたが、除雪全般についてのご答弁が多かったかと思いますので、今回私の質問につきましては、ことしと同様な豪雪のときでも歩道の除雪を速やかに行える体制をとり、一刻も早く安全な通学路を確保するために緊急に対策をとらなければならないと思い、質問させていただきました。

通常の積雪であれば早目に歩道の除雪を行うことができ、歩道を確保するにはそんなに難しいことではないと思います。ただ、ことしのような豪雪では町の職員及び除雪業者の方による対応にも限界があり、緊急車両、通勤車両の車道を確保するための除雪に大変苦勞されたと思います。さらに大量の降雪が続きましたので、連続で車道の除雪に対応しなければなりませんでした。

そうした中、歩道除雪への対応が遅くなったために、通学路等の歩道を確保できないところがたくさんあったかと思います。さらに、歩道整備がなされていない生活道路等では除雪後の寄せ雪で道幅が狭くなり、路側帯の通行ができずに大変危険な状態になっておりました。

今年度の冬もまた、ことしと同様な豪雪に見舞われることも考えられます。つきましては、積雪が多いときに通学・通勤、高齢者の病院への通院などで安全に通行するために早目の歩道除雪対策、寄せ雪により道幅が狭くなっている危険箇所を解消するための対策を緊急に行わなければならないと思いますので、通告しておりました次の項目につきましてお伺いいたします。

1、地域と一体となった町民共同事業として除雪ボランティアを募集する考えはないでしょうか。

2、現在、国交省及び県から除雪機を貸与され、国道沿い、県道沿いの歩道除雪をボランティアで行っている地区、団体もありますが、除雪機が配備されていない地区へ町から除雪機を貸与する考えはないでしょうか。

※工藤幸子君 着席

3、町として歩道確保のための除雪対策について、これからどのように取り組みを考えているのかをお伺いいたします。

町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、地域一体となった町民共同事業として除雪ボランティアを募集する考えについてのご質問ですが、歩道除雪につきましては除雪計画に基づいて町、業者所有の除雪機と国、県から貸与を受けた除雪機で業者委託及び地域ボランティア活動により実施しているところであります。

現在、歩道除雪機を貸与して地域ボランティアにより歩道除雪をしている町内会及び団体につきましては、国道関係が虎渡町内会、下斗賀町内会、上斗賀町内会、新開地町内会の4地区、県道関係が上中町町内会、下名久井町内会、森越町内会と杉沢小中学校PTAの4地区となっております。

ります。このように各町内会独自の共同事業として、あるいはP T Aの自主活動として実施しており、町民と町との共同可能な事業であると考えております。

町といたしましては、除雪機の貸与や購入支援などによりハード整備を支援し、体制を整え、町内の有志で除雪等の対処をしていただくというように現状を強化していきたいと考えております。

次に、除雪機がない地区へ町からの貸与についてのご質問でございますが、現在、歩道除雪は15台の除雪機を使用し、作業を行っております。そのうち、国からはボランティア・サポート・プログラム事業により7台、県からはスクラム除雪事業により4台の貸与を受けております。他の地区の歩道除雪につきましても、歩行者の安全安心のために必要と考えておりますが、全てにおいて対応できていない状況にあります。町内会において歩道除雪のボランティア活動の体制がとれる場合には、除雪作業の内容を検討いたしまして、町または国、県と歩道除雪機の貸与等について協議してまいりたいと考えております。

次に、歩道確保のための除雪対策についてお答え申し上げます。

歩道除雪は、延長約47キロメートルを降雪状況や直接現地を確認しながら、おおむね15センチで作業を実施しております。基本的には国道、県道、町道の歩道が設置されている歩行者の多い箇所及び通学路について重点的に実施しております。また、歩道が設置されていないため、歩行者に支障を来している交通量の多い国道、県道につきましては、歩道整備事業を早期に着手していただけるよう働きかけをしているところであります。

今後、歩道除雪を必要とする路線については、地域住民の協力をいただきまして、歩道除雪機をふやすなど、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 今の町長のご答弁の中では、前向きに対処していくというご答弁いただきましたので、ありがたいと思います。

その中で、実際具体的にですけれども、どういう形で町内、地区ボランティアを募っていく、そういう方法的なものがございましたら、ぜひその部分に関してもこれから考えている部分をできればお知らせいただければと思いますけれども、今考えて取り組まれている、そういう部分がありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 地域の協力に対しましては、今年度から地域担当職員制度というのを設けますので、各町内会において共同事業で歩道除雪等の協議をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 3月の定例会のときにも地域担当職員を中心としてやっていきたいという答弁がございましたので、大体その辺はこれから期待する部分としてあります。

あと、私個人的に現状をいろいろ考えてみたときに、まず町全体では除雪会議等を開いて全体の計画を練っていると思いますが、先ほど言われた地区での細かい部分での除雪会議みたいなものを先ほどの担当職員を中心としてもよろしいですけれども、どういうところが危険な場所になるものか、屋根からの落雪等考えられます。それとか、あとは歩道除雪、通学路になるほど除雪をどういう部分をいち早くやらなければならないかという場所、一定区間の把握ですね、そういうものをぜひ地区、地元の方が一番やっぱり事情がわかると思いますので、合同の点検みたいなものの実施とか、あとはこれは学校、PTA、町内会、警察等の合同でのそういう区間をうまく選定して、ここが必要だというものを把握しておくもので、さらに事業が進めやすくなっていくのではないかと思います。

それと、あと一つ除雪と別な部分になりますが、冬期間の通学、通行に対しての、これは学校を中心になろうかと思いますが、生徒たちへの交通安全指導ですね。春先はよく行っておるわけですが、冬場の冬季の部分において実際歩道がなくなっているときとか、実際考えられますので、そういうときの交通安全指導みたいなものもこれからぜひ考えて実施していかれたらと思います。

あと除雪機の貸与に関しましては、先ほどの県とか国からの貸与以外に町としてはこれから導入するお考えというのはどの程度考えていらっしゃるのか、そこをちょっとお聞きいたします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　初めに危険な場所がどこかということですが、主に交通量の多い国道、県道を考えております。要望としては、具体的に今、名川地区の斗賀から八木田跨線橋を今、測量に着手しております。工事の着手といたしましては、本庁舎前の苫米地歩道整備を実施しております。

また、町で歩道除雪機を準備するかということですが、基本的に先ほど国、県の事業がありまして、その町内でどこを歩道除雪するかという計画を協議しまして、主に町道であった場合には町のほうで準備したいと考えております。その計画が国道、県道の歩道によりますときは、その2つの事業を申し込みいたしまして、そちらで貸与を受けたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　ちょっと補足させていただきますが、先ほど最初の答弁でもいたしました、それぞれの地区の方々からも協力いただいて行っておりまして、先般の大雪があって、行政員会議のときにもちょっとお願いをいたしました。それぞれの町内会において空き地等があると思います。そういう部分で一時仮置きみたいな形で置けるような場所があったら提供していただきたいということで、これから担当課のほうから正式なきちんとした文書でお願いして、各町内会のほうでもそういう場所を話し合ってもらって提供いただければ町のほうで整理して、また周知できるようにしたいと思っております。

それと、歩道除雪機ですが、それぞれの町内会さんなり地区の方々に除雪体制を整えば、該当する部分は国道、県道、それ以外であれば町がということになりますので、そういう体制ができたところについては町のほうでも購入して対応していきたい。ただ、整わないところで先に機械を導入して、ふたをあけてみたらやってもらえるところがなかったと、そういうふうにはならないように進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君）　これで八木田憲司君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、6月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時16分）

平成 2 6 年 6 月 6 日（金曜日）

第 5 7 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第57回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年6月6日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 南部町町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 第 3 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第8号 南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第10号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 8 報告第11号 平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第12号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第13号 平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算繰越計算書について
- 第 11 報告第14号 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 12 議案第51号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 13 議案第52号 南部町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について
- 第 14 議案第53号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 15 陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情
- 第 16 陳情第2号 日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書
- 第 17 常任委員会報告
- 第 18 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 19 議員派遣の件
- 追加第1 発委第1号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	9番	川 井 健 雄 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君
18番	東 寿 一 君		

欠席議員（1名）

8番 河門前 正 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君
 総 務 課 長 小萩沢 孝 一 君 企画財政課長 小笠原 覚 君

税 務 課 長	谷 内 恭 介 君	住 民 生 活 課 長	佐々木 俊 昭 君
健 康 福 祉 課 長	高 森 正 義 君	農 林 課 長	川守田 貢 君
農 村 交 流 推 進 課 長	西 村 幸 作 君	商 工 観 光 課 長	福 田 修 君
建 設 課 長	工 藤 良 夫 君	会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 長	佐 藤 正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	工 藤 元 次 君
市 場 長	西 村 久 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社 会 教 育 課 長	赤 石 裕 之 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	北 山 哲 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第57回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第3号、南部町町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） おはようございます。先般、全員協議会の中で説明いたしました資料の方で説明させていただきたいと思いますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。ページ数につきましては、2ページになります。

報告第4号、南部町町税条例及び南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

概要でございますけども、南部町町税条例の一部改正。公的年金からの特別徴収制度の見直しについてでございます。特別徴収税額が変更された場合や、特別徴収対象年金所得者が町の区域外に転出した場合においても、特別徴収で今までどおり継続して徴収するという改正のものでございまして、1月1日現在、住所を有する部分での徴収となるものでございまして、転出しても南部町に住所を置いていた方は、南部町に納めることとなりますので、そのまま特別徴収が継続されるというような内容でございます。

2番目、ふるさと寄付金制度の見直し。平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、平成26年度から平成50年度までの各年度の個人住民税のふるさ

と寄付金に係る特例控除額の見直しを行うということで、復興特別所得税が25年度から2.1%課税されておりますけども、その場合に所得税の軽減だけではなくて、住民税の方の軽減も同じ額でやるというふうな改正の内容となっております。

※東寿一君 着席

その他の規程につきましては、字句等の整備等でございます。

2番の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、町税条例に伴う字句等の改正を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今、説明ありました。条例を直すことは悪いということではありません。条文を読んでいますと、条文の中に。例えば、配布された条文見ましたら、32条の2とか38条、39条に字句の中に「当分の間」って文書入ってましたよね。入ってない条文もあります。まともに書かれている条文と。ただこの改正後の条文に「当分の間」と入っておりますが、これはどういう意味を指すのか。内閣の命令書も読んでませんし、大臣の命令書も読んでいませんから、そこにそういうふうな表示がされていれば仕方ないんですけども。町の条例の中に、「当分の間」という字句を入れる条文と入れていない条文は何か意味があるのかお聞きします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） ご指摘の件でございますけども、意味合い的な部分はあれですけど。交付日がありますけども、施行月日がまだ先で、27年の10月1日とかですね、先のものが交付されているものがありまして、その部分で「当分の間」と解釈しておりますけども。

まだ、そこまで行くまでには、前の条例の方で行きますというような感じで、改正なる前の、10月1日から施行されますという部分で、変わる前の部分は今までどおりでいくということで「当分の間」というのを使っているのだと思います。

○3番（中舘文雄君）　ですから、省令だとか政令が変われば、当然、町の条例も替えて行かなくてはならない。だから、全部に当分の間が付くような気がして読んでいたんですよ。そしたら、条文によって「当分の間」という字句が入っている条文と入らないでまともにそのまま、「こういう計算していきますよ」というのと入っていますから、その辺の解釈。私、いくら読んでても理解できなかったんですよ。ですから、「当分の間」と入れるのは何かそこに、特別な、町としてそこに特別に意味があるのかなと思ったものですから。その辺は、特別にない。ただ、今の課長の説明だと、施行する前の間の条文。これは、ちょっと私の解釈が悪いのか。大臣命令とか内閣命令が「そういうふうにしなさい」と「そういう条文にしときなさい」というならいいんですけども、その辺、私、いくら読んでいても、どこに係る当分の間かというのがわからなかったんですよ。ですから、その辺のところがはっきりとして、こういう理由で「ここに当分の間を入れました」とか、「こういうのは入れなくてこのまま行きます」とかあるのかなと思ったものですからね。その辺は、ちょっと私の勉強不足かもしれません。ちょっと疑問に思ったものですから、お聞きしました。

○税務課長（谷内恭介君）　今一度、調べさせて後で報告させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
報告第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。
報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の26ページをお願いいたします。報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由でございますが、特別交付税、自動車所得税交付金などの収入金額の確定及び台風18号災害で被災した農業施設等災害復旧事業費の精査等に伴い、平成25年度南部町一般会計予算を緊急に補正する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。平成25年度南部町一般会計補正予算（第8号）、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,585万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,031万4000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の変更でございます。第3条は、地方債の補正でございます。平成26年の3月31日付けで専決したものでございます。

歳出から説明をいたします。39ページをお願いいたします。2款総務費、1項、16目公共施設整備基金費でございますが2億3,459万8,000円を追加し、4億1,603万5,000円とするものでございます。これは、公共施設整備基金の積立金でございまして、特別交付税や町税など決算見込み確定により得られた財源を将来の公共施設整備に備え、基金に積み立てるものでございます。なお、この金額を積みますと、平成25年度末で公共施設整備基金の残高は22億3,000万余りとなるものでございます。

次のページをお願いいたします。11款災害復旧費、1項、1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、1,363万2,000円を減額するものでございます。

次のその下、下段の公共土木施設災害復旧費につきましては、500万円の減額でございまして、どちらも入札により工事請負額が減となったため、減額するものでございます。

続いて、歳入を説明いたします。35ページをお願いいたします。1款町税、1項、1目個人につきましては2,836万8000円。2目法人につきましては962万円。計3,798万8,000円の追加計上で

ございます。続いて、1款、2項、1目固定資産税につきましては、2,566万8,000円の追加。さらに、1款、4項、1目市町村たばこ税につきましては、1,245万4,000円の追加でございまして、収入見込み額確定により補正するものでございます。

次のページの2款、2項、1目自動車重量譲与税から37ページの7款、1項、1目自動車取得税交付金まで、それぞれ増減がございますけども、これらにつきましても決算見込み額の精査により増減調整を図ったものでございます。

次に、9款地方交付税、1項、1目地方交付税でございしますが、1億5,134万6,000円を追加し、58億5,857万5,000円とするものでございます。これは、特別交付税の確定により計上いたしましたものでございまして、最終的に平成25年度の特別交付税は前年度に比較しまして700万余り増となっております。特別交付税の確定額は5億6,600万余りとなっております。

続いて13款国庫支出金、2項、3目土木費国庫補助金でございしますが477万円の減額。次のページになりますが、14款県支出金、2項、8目農地等災害復旧費事業費の補助金につきましては1,263万6,000円の減額でございまして、どちらも入札などにより災害復旧費が減額されたため、補助金も減となったものでございます。

20款町債につきましては、第3表地方債補正で説明をいたします。32ページをお願いいたします。地方債補正の変更でございます。過疎地域自立促進特別事業債につきましては1億1,200万円であったものを90万円減額し、1億1,110万円とするものでございます。公共土木施設災害復旧事業債につきましては、960万円から170万円減額し790万円、農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、420万円から60万円減額し、360万円に、合計1億2,580万円から320万円減額し、1億2,260万円とするものでございます。

公共土木施設災害債、それから農林水産業施設災害債につきましては、先ほど説明いたしましたとおり入札による災害復旧事業費の減額に対応するものでございます。

その前のページになりますが、第2表繰越明許費の補正について説明いたします。

10款、1項学校施設環境改善交付金事業。これは、前にも説明いたしました小中学校4校の体育館の照明設備を改修するものでございます。これを補正後、2,763万円とするものでございます。

11款、1項農林水産業施設災害復旧事業につきましては、補正後の繰り越し明許費7,301万9,000円とするものでございます。

11款、2項の公共土木施設災害復旧事業につきましては、2,500万円とするものでございます。

この災害普及費どちらも、先ほども申し上げましたが、入札の減、並びに工事契約締結後、前

払い金支払いにより繰越額が減額となったものでございます。

合計、補正前の明許費 1 億7,418万1,000円から4,800万余り減額し、1 億2,564万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。沼畑俊一君。

○6 番（沼畑俊一君） 11款の、40ページ。災害復旧費ですけども。県、あるいは国の分は分かりますけども。個人負担がどれくらいになったかというのをお聞きしたいんですけども。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 沼畑議員にお答え申し上げます。個人負担につきましては、これから精査して決めてきたいと思います。率に対しましては、決定はしていましたけど。補助率に関しましてはですね。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 沼畑俊一君。

○6 番（沼畑俊一君） 今朝、災害復旧工事の請求書が来たって話を聞いたんですけど。これはまた別なんでしょうか。

○農林課長（川守田貢君） 大変、申し訳ございません。資料等を今、揃えておりませんでの回答できません。後でまた、回答したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。工藤正孝君。

○4 番（工藤正孝君） 31ページ。第2表。繰越明許費補正、10款教育費。先ほど4項の学校の関係を工事したということでしたが、どこの学校なのかと、できれば、4校同じ工事内容なのかわかる範囲でもう少し教えてください。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 以前にもご説明申し上げましたんですが、学校は南部小学校、名久井小学校、名川南小、それと、福地中学校。それぞれ体育館の照明器具を全て交換するものでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 以前、私が学校教育。要するに教室ですとか体育館の照明がルクスを測っていただいて暗いというふうなお話を申し上げたのですが、この各小学校の体育館の照明。明るさを測ったものなのか、それとも年数が経って、自動的に交換という考えになったのか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 昨年、危険度を調査いたしまして。この4校の照明器具、耐震等の部分が弱いというふうなことで、もしかすると落下する恐れがあるということで、危険なために交換するというふうなことでございまして、明るさ云々というわけではございませんが、今現在ある各学校の体育館の照明につきましては、つくる段階で照明は基準通りに設計されていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第3、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは、議案の41ページをお開き願います。報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由でございますけれども、当該会計廃止による事業費の清算に伴い、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を補正する必要が生じたので、専決処分したものでございます。

裏面でご説明いたしますので、お開きください。報告第6号の専決第5号、平成25年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、59万7,000円としたものでございます。

主な補正要因は先ほど言いましたけれども、当該会計を平成25年度廃止による事業費の清算のためということになります。決算見込み額に合わせた補正を行っております。歳入でございますけれども、不動産売り払い収入につきましては、原計予算同額で1,000円となります。それから、土地貸付収入につきましては、7万5,000円を補正いたしまして、59万5,000円としております。一般会計繰入金20万6,000円を予定しておりましたけれども、ゼロとしております。繰越金として1,000円を計上して、歳入合計で補正後、59万7,000円としたものでございます。

それから歳出につきましては、事業費確定によりまして旅費10万6,000円と6万1,000円の減額をしております。需用費につきましては4万8,000円の減額で、1万3,000円。委託料につきましては20万5,000円の減額で29万4,000円、繰出金につきましては、18万3,000円を補正いたしまして、18万4,000円として合計額で59万7,000円としたものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第4、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 先ほどの説明資料の方をごらんいただきたいと思います。3ページになります。報告第7号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について。趣旨、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を専決処分により行ったものでございます。

改正の概要でございます。（1）住民税関係、①法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたこと及び外国法人に係る外国税控除制度の新設による申告納付制度の改正に伴い、規程を整理するものでございます。なお、当町におきましては、この部分で該当となっている事業所

はございません。②法人住民税法人割の税率の改正。現行の12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用するものでございます。③肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものでございます。

それから、(2)でございます。軽自動車関係でございます。軽自動車税の税率の改正を行うものでございまして、軽自動車の標準税率を自家用乗用車につきましては現行の1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるものでございます。原動機付自転車につきましては、2,000円未満の税額を最低2,000円に引き上げるものでございます。なお、50cc以下の原付自転車から250cc以下までの二輪車につきましては、27年4月1日から改正後の税額となります。三輪以上、四輪車の軽自動車につきましては、28年度からの新車登録につきまして、税金が高くなるというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず最初に、法人税割の税率変更についての質問です。このようなやり方は、消費税率の引き上げで地方自治体の予算は豊かになる方向に向かうものなののでしょうか。町民にしてみますと、消費税の引き上げで不況が深まり、暗い気分になり、町の活性化にならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、軽自動車税の税率変更についての質問です。今、説明があったわけなんですけど、どういう計算のもと軽自動車の年額が決定されたのでしょうか。農村地域などに深く関わる農工作業用のものでは400円、一度に引き上げられます。また、自家用軽自動車は、年額7,200円から10,800円と3,600円引き上げられます。これは、どういう計算のもとこのような数字が並ぶようになったのかご説明願います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 立花議員の質問にお答えします。最初の法人税の関係でございますけども。これは、国の方では財政力格差の縮小を図るために法人住民税、法人税割の税率を引き下げるものであるということでございまして。中小企業さんの救済的な部分もあるのかなと見てございます。

消費税の話しもございましたけども、消費税につきましては、今、4月から8%になってございまして、国税分が6.3%、地方消費税分が1.7%というふうなことで、従来の5%の時は国税4、地方消費税が1という割合でございまして、1%の内訳といたしまして、県が0.5、地町村で0.5というような配分になってございまして、今回も1.7と地方消費税がなっているわけでございますけども、上がった分、1%はそのまま県が0.5、町村0.5というふうになってございまして、上がった文の0.7につきましては、社会保障ということでそちらの方に充ててくださいというふうなことになるございまして、その消費税につきましては、そういうふうな国の方の方針でございしますので、そちらの方に使われるものと認識しております。

それから、軽自動車の件でございますけども、一部には、軽自動車7,200円と県税の方で扱っている乗用車、1000ccから1500ccまでの部分が3万4,500円だったのでしょうか、税金が。それで、軽との現在は、さほど性能の開きがない部分で、税金的には開きがあるという観点からの見直しもあるのかなというふうに考えてございます。農業者とか自営業者につきましては、1.25倍の税率で行くということで、若干安く、普通は1.5で行くんですけども、農業者とか自営業者の方々には、1.25の安いほうの部分で行くということでなっております。これは、軽自動車につきましては、新車購入の場合のみの税金という考え方でございまして。例えば、中古買ってずっと載っている方につきましては、7,200円で従来の税金で行くわけでございます。新車購入の方につきましては、27年の4月1日登録というのはなかなかあり得ないものと思っております、翌年度の28年度から切符が交付されるわけでございますけども、その際は、高いほうの2,900円上がった方の切符になるというふうな考えかたでございしますので。よろしくおねがいたしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これは、専決処分されたものでございますので、致し方ないのかなと思うのですが、消費税が引き上げられて、大変、厳しい状況の生活が広がっている中で、これは、国がもう少し、住民の生活を考えた改善をしていただければいいのですけれども。やはり、一方で消費税が引き上げられて苦しんでいる中で、その消費税が地方自治体の福祉向上のために使われると言っても、なかなか、理解しがたいところがあるということを訴えておきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 報告第7号、専決第6号、南部町町税条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。

改正後の項目、50ページにあります法人税割の税率、第22条、法人税割の税率は100分の9.7とする。改正前の100分の12.3から引き下げられます。この点についての理由を述べます。消費税率の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体の間で、税収の格差が一層、大きくなることが予想されます。その対策として、政府は新たに地方法人税、国税を新設しました。

引き下げ分は、地方法人税として徴収され、地方交付税特別会計に繰り入れられます。地方税の一部を国税として、地方交付税の原資とし、税源の偏在による自治体間の財政力格差を水平調整しようとするものです。

しかし、自治体間の税制格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化するものでなされるべきです。このような形での自治体間の税収格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものであると考え、反対いたします。

次に、52ページ、改正後、軽自動車税の税率、第93条について理由を述べます。日本国内における軽自動車の普及状況は、新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に地方部や都市郊外において普及しています。その背景には、長期に渡る所得低迷の中で、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっている実態があります。とりわけ、公共交通が衰退した地域では、一世帯で複数台、所有するなど住民の重要な移動手段となっております。今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱える地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなります。自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税、廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことは、国民に対して消費税増税に加えて、二重の負担を押しつけるものであります。強く反対するものです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 先ほどの説明資料の4ページをごらんいただきたいと思います。報告第8号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。趣旨、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分するものでございます。

改正の概要でございます。今回の内容につきましては、低所得者に対する軽減措置の拡充が主なものと思っております。

国民健康保険税世帯の2割軽減と5割軽減の対象者の基準額を次のとおり、引き上げ、軽減対象の世帯の拡大を図るものでございます。

2割軽減の説明から申し上げます。現行では基準額68万円となっているものが、改正後は78万円。掛ける少数もありますけど、金額で言いますと、68万円から78万円と10万円枠が広がるという部分でございます。これが、2割軽減の部分でございます。

次に5割軽減でございますけども、現行の基準額、57万5,000円から改正後は、57万5,000円に掛ける人数でございますけども、上の方の現行でも今までは、二人世帯であった場合は世帯主の方が除かれて、一人だけということで57万5,000円でございますけども、改正後は、世帯主の方も含むということで、2人の方が対象となりまして、57万5,000円の基準額が115万円になるということで、結構枠が広がるということでございまして、低所得者の方々の軽減の拡充を図るということでございます。それから、もう一点、②の方でございますけども、課税限度額の引き上げを図る。これは、高所得者の方につきましては、限度額を引き上げさせていただきますということで、一般給付の部分の51万円は変わりはありませんけども、後期高齢者支援金に係る課税限度額、現行14万円のものが16万円、介護納付金に係る課税限度額12万円のものが14万円ということで、双方2万円ずつ上がりまして、国保税の限度額が77万から81万円になるというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、①の低所得者に対する軽減措置の拡充は多くの皆さん方の運動でこのような改善を見たものと思っております。

②についての課税限度額を引き上げることに對しての質問なんですが、先ほど、高額所得者の対象ということでご説明がありましたが、対象世帯にドンと大きな実収入がふえなくても、課税限度額は自動的に賦課されるものなのですか。質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 金額でばって行きますので、その額で限度額が出ますので。以上で

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありますか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） この低所得者分を軽減した分は、高所得者のほうにしわ寄せするというふうに聞こえるんですが、軽減した分の金額と高所得者の上限を上げた、それによって賄える金

額。同じなんですか。ちょっと違うんですかね。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 軽減額の方が多くなると思っています。その分につきましては、国の方から入ってくるというようなことで。よろしいでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうすると、軽減した分は国からのそちがあって、「そのかわり高所得者の分は引き上げなさいよ」というのが法律改正の部分であるわけなんですか。（「そうです」の声あり）わかりました。

ですが、いつまでこういったやり方を続けるんでしょうか。この先、高所得者をどのように定義しますかというようなことってあるんですね。これは、単に所得だけでは決まんじゃないはずですよ。資産割っていう。これが結構、掛かって来るじゃないですか。あまり現金としての収入がない割には、大変な山持ちだったり、いわゆる昔の資産家というような人たちがあつたりします。例えば、働き手のお父さんが急に病気で倒れてしまって、現金収入がなくなりました。生活保護を受けたいのですけども、資産がいっぱいあるからだめですよ。これは、随分昔の話ですのであれなんです。昔はどうだったのかよくわからないんですけども、今時いくら不動産的なあれを持っていたとしても、じゃあすぐ換金できて、そうやって生活の糧に返還できるのか。ちょっと違うような気がするんですよ。そういった、こういう国民健康保険制度が創設された当初の物の価値観で行くとそういったのは、成り立ったのかもれませんが。このご時世、ちょっと違うような。そういった当初の設計条件と現在の事情がかい離しているように思ったりもするんですよ。それでいて、相も変わらず、ずっとこういうことを繰り返しますよね。どうしても政治的な配慮からいくと低所得者、低所得者ということになる。ですけれども、低所得者は喜ぶかもしれませんが、高所得者だってカテゴライズされた人は、頭さ来る側面がありますよ。それは、ということなんだろうという、そういう物の考え方というのを変えなくてはいけない時代が来ているんじゃないかと私は考えます。

高所得者分を引き上げる云々という前にですね。町が足りないのであれば予算措置をするという選択肢も一つ入れてですね、これ以降の条例改正というのは考えなくてはならないのかなと思

うのですが、税務課長、どう思いますか。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 川守田議員からご指摘あった部分なんですけども。私の意見では判断できない部分がありまして。おっしゃっている意味は分かりますけども。中には、病院等への医療費等も高くなっている部分もあるのかなという部分も考えられますけども。川守田議員がご指摘された部分も分かりますけども。やはり、低い方々を救ってやれば、どっかでまた上の方も少し上げなければならない。このやり取りの部分がいつまで続くのかというふうなあれもありましたけども。私もその辺の部分は判断しかねる部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 報告第8号、専決第7号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に引き上げる改悪です。国保などの保険料では、賦課限度額が国保で4万円、後期高齢者医療で2万円引き上げられます。介護分野では、15年度からの第6期介護保険事業計画に向け、国会で介護保険法を改悪し、これまでにない利用者の給付削減、負担強化などの大改悪が狙われております。現在、年金の引き下げや給料の削減など、収入減が広がっています。このような背景のもと、引上げ案はより一層、生活苦を引き起こします。消費税8%のもとで収入がふえなくても、限度額だけの変更では、負担だけが重くのしかかります。賛成できるものではございません。以上の理由を述べ反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

報告第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第8号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 先ほどの資料の5ページをお願いしたいと思います。報告第9号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、基本計画の同意日の期限が26年3月31日までとなっていたものを平成28年3月31日までということで2年間延長するものでございます。

なお、この条項に関する企業につきましては、当町では該当がございません。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第7、報告第10号、専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の6ページでございます。報告第10号、損害賠償の額を定め和解することについて。専決処分第9号、専決処分日は平成26年4月10日でございます。要旨でございますが、町所有のバスによる車両接触事故による損害賠償に関し、示談が成立したものと伴いまして、専決処分したことについて、地方自治法の規定により報告するものでございます。

日時は、平成26年2月18日午後5時55分頃でございます。場所は南部町大字平字虚空蔵地内。相手方は、南部町在住の54歳の女性の方でございます。損害賠償金として相手方の損害の内100%を負担するものでございまして、示談日は平成26年4月5日でございます。損害賠償額は6万2,030円ございました。

概要といたしましては、一番下段でございますが、上記日時、場所において、南部町が所有するバスが交差点を左折した際に、相手方の車両に接触して車両の一部を破損させたものでございます。

次、7ページをお願いいたします。専決処分第10号でございますが、専決処分日は平成26年5月8日でございます。町所有の車両による事故による損害賠償事件に関しまして、示談が成立したことに伴いまして、専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。日時は、平成26年3月18日午後1時10分ごろでございます。場所、南部町大字平字若宮前地内でございます。相手方は三沢市在住の84歳の男性でございます。町は相手方に対し、損害賠償金として相手方の損害の内の20%を負担。相手方は町に対し、損害賠償金として町の損害の内の80%を負担。示談日は平成26年4月25日でございます。損害賠償額5万2,000円。相手方は町に対して16万5,883円を負担してございます。

上記日時、場所において、南部町が所有する車両が交差点を走行中、交差する一時停止側の側道から飛び出してきた相手方が所有する車両と接触し、車両の一部を破損させたものでございます。

どちらの損害賠償額についても、共済の保険で支払ったものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わり、報告第10号を終わります。ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時57分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

.....
◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第8、報告第11号 平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の87ページをお願いいたします。報告第11号、平成25年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。報告理由でございますが、平成25年度南部町一般会計予算の農林水産業施設災害復旧事業、公営住宅整備事業、公共土木施設災害復旧事業、学校施設環境改善交付金事業などの事業費の繰り越しについて繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、これまでの各補正予算に計上され、議決されておりますが、この繰越計算書は繰越事業名並びに翌年度繰越額を最終的に取りまとめて報告するものでございます

3款、2項、子ども・子育て支援制度システム導入事業でございますが、翌年度繰越額は1,351万円となっております。

8款、5項、公営住宅整備事業は、ひろば台団地の2棟の整備を図るものでございますが、繰越額は1億100万円でございます。

10款、1項、学校施設環境改善交付金事業とその下、11款の災害復旧事業費につきましては、先ほど補正予算の8号で説明を致しましたので省略させていただきたいと思います。

平成25年度一般会計の繰越明許費の翌年度繰越額総額2億4,015万9,000円となっております。なお、財源内訳に関しましては、その右側の表に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、報告第11号を終わります。

.....

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第9、報告第12号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議案の89ページになります。報告第12号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

報告理由といたしまして、平成25年度南部町国民健康保険特別会計予算の健康センター外構整備事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものであります。

次のページをお開きください。南部町医療健康センター外構整備工事のうち、2号工事、3号工事、4号工事につきまして繰越したもので、4,978万8,538円であります。財源の内訳は記載のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、報告第12号を終わります。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第10、報告第13号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） 91ページをお願いいたします。報告第13号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

報告理由でございますが、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算の医療センター外構整備事業の事業費の繰り越しについて、予算繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、南部町医療センター外構整備事業になります。2段飛びまして、翌年度繰越額5,609万9,462円を繰越したものでご

ざいます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。3 番中舘文雄君。

○3 番（中舘文雄君） 質問します。この件は、前と同じですけども、工事は本議会で承認のうえ締結された工事が、ここに理由として豪雪のためまず、繰り越しするんだというような理由をあげての提案です。ですからこれは当然、豪雪その他は我々も分かりますし、当然ですけども。少なくとも、これから議会承認を得た工事等については、工期延長であっても、やはり報告するべきだというふうに思います。

というのは、どうして言うかというのはですね。工期延長でも単純に「金額変わらない。工期だけ延長します。だからいいでしょ。」ってわけには行かないんです。実際に南部町の業者は恐らく人が良い業者ばかりですから、色んな問題提起はしないかもしれませんけども。工期延長ってというのは、実際に業者からすれば経費が掛かるんですよ。本当なら、この理由で工期延長したら1ヶ月分の給料見てくださいと。言うぐらいの、本当は業者の気持ちは持っていると思うんです。そういうのあるもんですから。それから、例えば豪雪となれば、積算、設計その他全部見直して、実際に除雪費もこの業者に見てやらなきゃいけないかってところまで、本当なら会計検査院から指摘されますと、「なんでやらなかったのか」「どういう理由で工期延長したんだ」って必ず指摘される、大きい項目になります。

私は色んな、これまでの過去の経験で、そういうこといっぱい見てきております。ですから、少なくとも、これからあるかどうか分かりませんが、1回承認を得たこういう物件については、途中で変更等があった場合は速やかに議会に報告するような内部の条例とまでは行かなくても、規約その他をやっておかないと、後から議会が知りませんでした。契約の時だけ承認しましたけども、後の内容変わったことを我々知りません。というわけには行かないと思うんですよ。ですから、今回の場合は工期延長だけで済んだのかも知れませんが、必ずそこには細かい積算根拠を提示されますと、発注者も責任を負わなければならないような問題も出てきます。ですから、少なくとも議会で承認を得てやったこういう問題については、途中で変更をする場合には、議会にも正式に説明をしたうえで、対応する。という体制をぜひつくってほしいのですが、担当部署の考え方、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員ご指摘のとおりだと思います。今後、金額は変わらなくても工期延長等が伴う場合、工期延長の日数、内容についてきちんと報告するように心がけます。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。答弁。ある。副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今の件について、少し協議したいと思いますので、休憩お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ここで、暫時休憩致します。

（午前11時20分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩を解き会議を開きます。企画財政課長。

（午前11時22分）
.....

○企画財政課長（小笠原覚君） ただ今の中館議員のご質問にお答え申し上げます。今回の南部町医療健康センターの外構整備事業の繰り越しにつきましては、ご承知のとおり2月16日の大雪によりまして、大変、大量に雪が降ったので、まず、雪の移動処理をしなければならなかった。大変、寒い時期でしたので、あそこで工事を強行しても、路盤が凍み上がったりして、良い駐車場が、外構工事が出来なかったため、業者の申し入れにより工期を延長したものでございます。

1点目は、業者からの申し入れによる延長であったということでございます。

それからもう一つ、一般的に工事請負契約の提案につきましては、議決事項としては3点ございます。工事の件名、工事請負金額、工事の相手方、請負の相手方。この3点が議決事項でござ

いまして、工期につきましては議決事項ではございません。ですけれども、本会議で工期の変更をした時に報告するかどうかというのは、議決事項ではありませんので、報告はしなくてもいいということになりますけれども、別な機会を捉えて。例えば、協議会でありますとか、そういう場面でご報告をし、了承を得るということによろしいのかなというふうに感じてございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） ですから、私はそこなんです。さっきやったのは、「請負工事」ですから、業者から言えば「うけまけ工事」だとよく言われるんですけども。請負ですからね。条件が整ってこの金額でというのが通常なんです。それから変わるということになると、必ずそこには何かしらの理由が発生するわけですよ。そこを、私も今、課長言ったように、本会議場という意味ではなくて、それを議員にもちゃんと内容をですね、こういう理由で工期延長。当然、こういう別な報告しなければいけない事態が発生するわけです、大きい工事になれば。年度またぐとなれば。ですから、ここでポンと出されて。ていうのは何で私がここになったのかと言いますと、ある町民から3月20日までの工事看板立ってなのが、いつの間にか工事看板無くなってた。それで、工事はやってる。「どうなってんだこの工事。ここの町はよ。」と話しされたんですよ。ですから、誰も議員としても、誰もどういう内容検討されて工期延長されているのか、誰も分からないでいる。それで、工事はどんどん進んで。看板は無くなっている。それで、工事やっているんですよ。4月に入っても。ですから、その辺をですねちゃんと共通仕様書、設計仕様書びちっと、あるはずですよ。建設業請負の中にはですね。それに従ってやらなきゃいけないし。ですから、その辺のそこをですね、何らかの形で承認した議員には、全員協議会でも良いでしょうし、何かの機会に常任委員会を通じて、常任委員会に説明して、常任委員から報告でも良いと思いますけども。やはり、そこには理由が発生する時には、そういうことをやって行かないとですね。南部町の業者だから良いですよ。これが、中央の業者かなんかだと必ず金の問題出てきます。これは、過去に私、何回も見てますからね。工期1ヶ月。「監督の給料50万。50万を足してくれ。」除雪。「これはもう、想定外の除雪費だ。これも工事費に見てくれ。」と必ず、徹底的にやる業者もありますから。その辺は、今課長が業者からの申し入れでやった。これもまた本当は協議の方が良いんですよ。業者ばかりではなくて、両方、発注者もやらないと。業者からの申し入れだと「工期、あんたたち間に合わなかったんじゃないか」となるわけだ。工期間に合わないで、

ただお願いに来て、「延ばしてくれ」って言ったのを延ばしたか。と必ずなってくるから。第3者から見ればですよ。分かってる人は、これは大変だとわかるんだけど、その辺のところ色々な問題が出てきますから、少なくとも議会には内容を事前に報告してやってく方が、私は懸命だと思いますので。あえて、質問というか、意見と合わせて質問しました。ですから、今、課長は業者からの申し入れと。本当は「ペナルティーある延長か」と追及していけばそうなるんですけども。業者からの延長となればですね。「工期間に合わないから延長したのではないか」と。それでは「ペナルティーどうするんですか」という問題までなるんですよ。ですから、今回はそこまで問題にするつもりはありませんけども、そういう問題が発生する事案ですから、少なくとも議会の承認を得て契約した物件ぐらい大きいものになればですね。それなりの、根回ししながらやっていった方が良くと思います。たまたま今回は、南部町の業者の方々はそこまでは問題視してなかったと私、見ましたけども。除雪なんてとんでもない金かかっていると思うんですよ。業者からしてみればですね。ですから、その辺を一つ、あえて指摘しながら、終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第11、報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは93ページをお願いいたします。報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について。提案理由でございますけども、法の定めによりまして、町で出資している財団法人南部町健康増進公社の経営状況について報告するものです。

概要につきましては、次のページでご説明致しますのでお開きください。利用者の状況でございます。バーデハウスふくち利用者20万273人。前年度比で7,902人の減となっております。主な

減の理由でございますけども、12月下旬の温泉熱交換機等の故障によりまして、年末ぎりぎりまで修繕に掛かりましたので、その部分と、それから2月、3月、土日の大雪がございまして、影響がかなり出ておりました。続いて、アヴァンセふくち利用者数4,756人。279人の減となっております。屋外プールでございますけども、1,218人。20人の減となっております。ふくちアイスアリーナ、夏季の部分でございますけども1,110人、220人の増でございます。ふくちアイスアリーナ冬季の部分でございますけども、3万3,805人、減の4,683人でございます。これは、インターハイの開催によりまして、約1週間氷の状態を保つという意味も含めまして、団体貸切等が減っております。それから、社会人の大会が一つ受けられなかったという部分もございまして、減っております。合計で、24万1,162人。対前年度比で1万2,664人の減となっております。

収支の状況でございます。バーデハウス。収入が1億3,299万1,403円、支出は1億3,265万2,447円差引で33万8,956円となっております。利用者が減ってはおりましたけども、支出につきましても正職員が2名の減、それから、小破修繕料の減、消耗品の節約等によりまして、支出も減らしておりましたので、差し引きで増となっております。

アヴァンセふくち。2,575万8,812円、支出が2,568万2,880円。差し引きで7万5,932円となっております。

屋外プールでございます。327万8,422円、支出が326万7,393円、1万1,029円のプラスとなっております。

ふくちアイスアリーナでございます。収入が3,974万6,227円、支出が4,004万442円、減の29万4,215円ということで、ここがマイナスになっております。先ほど言いましたように、団体貸切等が出来なかった部分が大きくなっております。

それから、レストランでございますけども、収入が3,549万7,353円、支出が3,436万9,879円ということで、112万7,474円のプラスとなっております。ここは、宴会等を一部、直営化して進めましたので、その分でプラスが出たという形になっております。

全体では、収入が2億3,727万2,217円、支出が2億3,601万3,041円ということで、125万9,176円のプラスという形になっております。

それでは、別冊で皆さんのところにご配布しております、「財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」の内容についてご説明いたします。

3ページをお開き願いたいと思います。25年度の事業報告となります。1番の1、設立・組織の改廃状況はごらんのとおりです。2番の理事会の開催状況につきましても記載のとおりでございます。3番の役員会等の開催状況につきましても記載のとおりでございます。

4 ページお願いいたします。平成25年度の事業の実施状況でございます。1、温泉保養館「バーデハウスふくち」の管理運営状況でございます。公益事業（水泳指導事業及び健康指導事業）等開催件数が39件、開催回数が述べ1,191回、受講者数が9,982名、対前年度で875名の減となっております。町民対象の事業は13教室ございます。それから、町民プラス地域住民対象事業が26教室ということで、事業を実施しております。なお、この事業につきましては、各年度見直しするという形で事業計画を立てておりますので、参加者が少ない事業については、改廃して新たな事業を計画していくという内容のものでございます。

2 番目の公益事業（講師派遣事業）でございます。これは、町の事業への講師派遣ということで昨年は、4 件ございました。それから、（3）その他の公益事業は3 事業ございます。文化事業として記載の3 事業がございます。それから、（5）番目の町高齢者温泉利用事業の利用状況でございます。利用者数は2 万4,445名、対前年度で2,377名の増となっております。全館利用者5,418名、対前年度1,060名の増です。温泉利用者は1 万9,027名。1,317名の増となっております。

（6）町内巡回バスの運行状況は、4 コース月2 回で4 月から3 月、述べ96回の運行をしております。次のページお願いいたします。6 ページです。保養施設利用契約団体の利用状況は、2 つの団体が契約しております。その他の事業といたしましては、ふくち特産品まつりの実行委員会を組織して運営してございます。（9）番、利用状況でございますけども、利用者数20万273名、対前年度7,902名の減です。それから（10）収支の状況でございますけども、収入1 億3,299万1,403円、支出1 億3,265万2,447円、差し引きで33万8,956円増となっております。

次、7 ページでございます。交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況です。利用者の状況でございますけども、4,756名、前年度比279名の減となっております。それから、主な大会・合宿・研修等の団体宿泊の受入れ状況でございます。大会合宿につきましては、24の団体を受け入れてございます。会議研修につきましては、2 事業所の研修を受け付けてございます。それから（3）の保養施設利用契約団体等の宿泊利用状況、こちらは3 団体と利用契約をしております。8 ページお願いいたします。収支の状況でございます。収入2,575万8,812円、支出2,568万2,880円、差し引き7 万5,932円という形でございます。9 ページ。3、ふくち屋外プールの管理運営状況です。営業期間は44日間で、1 日定期休業がありましたので終日営業が43日間ということでございます。（3）の事業の実施状況です。町内の小学校授業解放を17回という形でやっております。町内の小学校の内訳ですけども、福田小学校、それから福地小学校、それから剣吉小学校も剣吉中学校のプールが無くなった部分でこちらの方へ来てもらってました。（4）…

○議長（坂本正紀君） 課長。議員の皆さんに資料渡っていますか。（「今のは、渡ってる。さっきのは、渡ってない。」の声あり）渡っている。だったらいいですけど。じゃあ続けて。議案の方にはちょっとないみたいだけど。

○商工観光課長（福田修君） 利用者の状況でございますけども、利用者数1,218名、対前年度比20名減という形になっております。（6）番、収入の状況でございます。収入327万8,422円、対前年度比4万6,703円の減となります。それから、2番目の支出でございますけども、326万7,393円、差し引きで1万1,029円となります。

次、10ページお願いします。ふくちアリーナの管理運営状況です。夏季につきましては、81日間、冬季につきましては162日間という形になっております。事業の実施は、主催事業が2つございます。共催事業が1つの大会がございます。後援事業として6つの大会がございます。利用者の状況でございますけども…。

○議長（坂本正紀君） 課長。まとめて短く説明してちょうだい。議員の方から言っていました。

○商工観光課長（福田修君） では、あの、アイスアリーナの11ページ。（7）の収支の状況を報告いたします。収入ですけども3,974万6,227円、それから支出4,004万442円、差し引きで29万4,215円の減という形でございます。

続いて、12ページのレストランでございます。レストランの飲食提供。述べ1万4,092名。これは、他部門との重複利用がございます。それから、営業状況の⑤番です。鍋の日の条例に基づきまして、毎月22日、日替わりの鍋定食を提供してございます。収支の状況でございます。収入3,549万7,353円、支出3,436万9,879円、差引112万7,474円というプラス型になっております。

続きまして、13ページ。決算の報告です。14ページお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、資産の合計が当年度6,567万2,929円。それから負債の部で負債合計が9,927万7,675円。正味財産の部で下から2行目にございます正味財産合計マイナスの3,360万4,746円これは対前年度で125万9,176円改善してございます。

続きまして15ページ。正味財産増減計算書でございます。一般正味財産増減の部の経常収益計、当年度2億3,727万2,217円。ここで大きく動いてる部分が、事業収入が利用者が減っておりますので616万ほど減っております。それから管理委託料は、356万1,000円ほどふえておりますけども、これは電気、燃料費等、去年特に動きが激しかったということで、ふえてございます。それ

から補助金等につきましては567万9,000円ほど減っておりますが、緊急雇用対策事業が終了したことによりまして減っております。続いて、計上費用の部分に入ります。計上費用の計といたしまして2億3,601万3,041円となっております。その下の当期経常増減額125万9,176円となります。それから2の経常外増減の部でございますけども、一般正味財産期末残高がマイナスの4,360万4,746円となります。これは前年度に比較して125万9,176円改善しております。一番下が正味財産期末残高マイナスの3,360万4,746円ということで改善額も125万9,176円となっております。

続きまして、16ページでございますけども財産目録につきましては、14ページの貸借対照表の内訳となりますので説明は省略させていただきます。続きまして、収支計算書につきまして。内容につきましては、15ページの正味財産増減計算書と同じ内容となりますので、説明は省略させていただきます。18ページの損益計算書でございますけども、損益計算書は公益事業、収益事業に分けたものでございますので、説明は省略させていただきます。それから19ページ。費用明細書でございますけど、前のページ18ページの3. 事業関係費用の人件費それから事業経費の内訳となりますので、説明は省略させていただきます。20ページでございます。平成25年度施設別収支状況でございます。収入の部分の一番下の計①と書いてあるところの右から3行目のところです。合計で2億3,727万2,000円となります。続きまして下段の支出でございます。支出も下段から2行目の右から3番目になりますけども、2億3,601万3,000円となり、差し引きで一番下の125万9,000円となります。

続いて21ページからの資料でございますけども、それぞれの各施設ごとの開設当初からの利用状況を添付してありますので、後ほどごらんください。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、報告第14号を終わります。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第51号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の9ページでございます。議案第51号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

趣旨でございますけども、行方不明者の搜索活動は、火災や警戒、訓練などの職に従事する時間より長く日数もかかるため、搜索活動のあいだ、自分の仕事を休んで長時間にわたり職務に従事する団員の心労を配慮し、1日5時間以上従事した場合の費用弁償を増額するものでございまして。これまで、搜索の場合もその他の活動と同じように、1回につき1,500円でございますけども、今回の改正によりまして、5時間未満の場合は1,500円、5時間以上の場合は3,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 協議会の説明の時も申したんですけれど、この搜索に限らず、5時間を超えるという場合は、火災の場合であっても警戒の場合であっても。特に警戒の場合とか言ったら、もっと時間を費やしている場合があるんじゃないかなと。人によっては。そんな印象もあるんですけども、この搜索に限ってこのように改正するんじゃないくてですね。こういう改正するのであれば、全体的な業務のバランスを見て、改正をするというふうに考えた方が良いと思うんですけど。どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今回、4月年度替わりにつきまして、4月の時点で搜索の回数が多かったということを鑑みまして、今回、改正に至ったわけでございますけども。議員ご指摘のその5時間以上拘束する活動等につきましても、今後とも、慎重に近隣町村とも協議を進めながら、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君）　そういう答弁をなさるのであれば、この搜索の場合も検討課題として、慎重を期して、今改正する必要はないと思うんですよ。何か取ってつけたような改正の仕方をするというのは、消防の団員の職務に対して、全体のバランスを考えてやるべきじゃないのかなと。ですから、火災の場合も警戒の場合、その他の場合も3,000円なりなんなり上げたらどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　火災の場合も例えば山火事の場合ですと全消防団、出て、人数、活動時間も多くなる場合もございます。住宅火災。例えば1軒燃えていると、早い時間で鎮圧、鎮火状態になる場合と。ということで色々とまた、そういうことも検討させていただきながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君）　川守田稔君。

○15番（川守田稔君）　そういう答弁であれば、今ここで搜索に関して3,000円という金額を改正する必要はない訳ですよ。さっきも言いましたけども。全体的なバランスとして考えて、そのように考えて、団員に対する待遇・処遇というのを考えていくべきだと私は言っているようなもので、水掛け論と言え、水掛け論なんですけど。私方の分団もですね。昼間から出てくださいますと言っても、あまりほとんど出れないのではないかなというような団員も。そういう勤め人が多かったりですね。大体、夜集って、整備とかそういったことやってという。そういった昼間の活動に関しては、ほとんど無理じゃないかなというようなあれがあります。出て。昼間飛び出して駆けつけられるという人は、例えば、農業やっている方だとか。自営業の方だとか。すごく限られてきているわけですよ。どこの分団も似たような事情を抱えていると思うんですけど。そういった意味でですね。こういった偏った項目に対して、変更をかけるのではなくて、全体的に物を見たらどうでしょうかと言いたかったということです。答弁はよろしいです。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第52号、南部町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 同じ説明資料9ページの下段になります。議案第52号、南部町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について。趣旨は、在宅介護支援センターの業務が、地域包括支援センターの業務に統合されたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第14、議案第53号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（小笠原覚君） それでは議案の102ページをお願いいたします。議案第53号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億940万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億940万9,000円とするものでございます。

109ページをお願いいたします。歳出からご説明を申し上げます。2款総務費、1項、5目財産管理費でございますが148万円を追加し1億9,193万3,000円とするものでございます。15節でございますが、杉沢地区ゲートボール場を地権者に返還するための工事費でございます。続いて6目企画費でございますが、266万2,000円を追加し6,552万7,000円とするものでございます。19節でございますが、コミュニティ助成事業補助金250万円でございますが、これは上名久井区民祭に使用する太鼓等の購入に対し助成するものでございます。各行政員等を通じて募集していたのですが、このたび、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けて予算化するものでございます。

次のページをお願いいたします。4款衛生費、1項、8目健康対策費でございますが、355万1,000円を計上いたしました。13節でございますが、これまで3年間、がん検診を受けてこなか

った働く世代の女性のがん検診を推進するものでございまして、委託料355万1,000円でございます。

6款農林水産業費、1項、3目農業振興費でございますが、9,314万8,000円を計上してございます。1億5,532万8,000円とするものでございますが、19節では、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金9,254万7,000円を計上いたしております。2月16日の大雪により被災した農業用ビニールハウスの撤去、再建、修繕を進めるものでございます。再建・修繕に対しましては、国50%、県20%、町から20%、最終的に受益者負担は10%となります。撤去につきましては、国50%、県・町それぞれ25%でございまして、受益者負担はないということでございます。

7款商工費、1項、2目観光費でございますが、172万6,000円を計上いたしてございます。12節でございますが、広告料でございます。テレビ・ラジオ等を使い、町内の観光イベントの情報発信を強化するものでございます。

次のページ。10款教育費、3項、1目学校管理費でございますが170万円を追加いたしました。15節でございますが、老朽化した福地中学校の屋外照明等を改修する工事費でございます。その下、10款、5項、2目公民館費でございますが、279万8,000円の計上でございます。13節では、中央公民館の建物の耐震診断業務委託料を236万6,000円、これが主なものでございます。

歳入を説明いたします。107ページをお願いいたします。14款県支出金、2項、4目農林水産業費県補助金でございますが7,186万7,000円を追加し1億2,317万6,000円とするものでございます。先ほど説明致しました農業用ビニールハウス等の撤去・再建に充当するものでございます。

17款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金でございますが3,417万9,000円を追加致してございます。本補正予算の一般財源として繰り入れるものでございます。

19款諸収入、5項、3目雑入でございますが263万9,000円を追加してございます。各種助成金となつてございますが、先ほど説明致しました上名久井区民祭の太鼓等の購入に充てるコミュニティ助成金250万円が主なものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号及び陳情第2号の委員長報告

○議長(坂本正紀君) 日程第15、陳情第1号及び日程第16、陳情第2号は常任委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長の登壇を求めます。総務企画常任委員長馬場又彦君。

(総務企画常任委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

○総務企画常任委員会委員長(馬場又彦君) 総務企画常任委員会に付託されました陳情第1号及び陳情第2号の審査結果をご報告いたします。

初めに、去る3月3日の本会議において本委員会に付託されました陳情第1号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情についてですが、3月3日に引き続き、4月22日に委員会を開催し審査いたしました。この陳情は、特定秘密保護法は国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり、撤廃すべきであるとの意見書を国に提出するよう求めるものであります。

審査の結果は採決により、採択すべきに賛成の委員が少数であり、陳情第1号を不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、去る5月30日の本会議において本委員会に付託されました陳情第2号、日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書についてですが、同日、本委員会を開催し審査いたしました。この陳情は、被爆国である日本には、核兵器全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があり、日本政府が核兵器全面禁止のための行動を提起するよう要望す

る意見書を政府に対して提出するよう求めるものであります。

審査の結果は、全会一致で陳情第2号を採択すべきものと決定いたしました。以上で陳情審査の結果報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

.....

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第15、陳情第1号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情に対して、賛成の立場から討論を行います。

日本国憲法が保障している基本的人権を脅かし、重要な法律を無視し、民主主義のルールもかなぐり捨てて強行成立させました同法は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定し、国民には何が秘密なのか明らかにせず、その情報を入手したり、報道すれば処罰され、公務員や民間人が軍事・外交などの情報を漏らすと罰せられるなど、国民の知る権利が大幅に制限されます。

それゆえに、マスコミ、演劇界、芸術家、法曹界、宗教家、学者、文化人などから反対、危惧する声は今なお沸き起こっております。同法が知る権利、表現の自由、取材の自由を制限する事から、同法成立後も全国各地で同法廃止を求める運動が展開されております。

戦争は秘密から始まります。法律が保障する国民の知る権利、表現の自由を守る立場から、特定秘密の保護に関する法律を廃止させようではありませんか。

そのための意見書提出採択に賛同されますよう強く訴え、賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択する事に賛成の方は起立願ひます。

（起立少数）

○議長（坂本正紀君） 起立少数です。

陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第16、陳情第2号、日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号を委員長報告のとおり採択する事に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） 起立多数です。

陳情第2号は採択とすることに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第17、常任委員会報告を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（坂本正紀君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

ただ今、総務企画常任委員長から先ほど採択されました陳情第2号に係る意見書案が発委第1
号として追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩します。

（午後0時12分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後0時13分）

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、発委第1号、日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書案を議題とします。

本意見書案については、先ほど採択されました陳情第2号の趣旨と同様の内容でありあすので、案提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「発言していいですか」の声あり）

○議長（坂本正紀君） どうぞ。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 休憩してもいいんですけど。私、この意見書出すのには反対しませんけども。私の名前は載せないでもらいと思います。

ですから、最後に南部町議会とありますが、それぞれ賛同する議員の名前を全部書いてですね。私の名前は削っていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 前にもそのように行った経緯もありますのでわかりました。

直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第57回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5月30日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました補正予算案をはじめ、条例改正、専決処分事項など、慎重審議いただき、ご議決、ご承認賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

さて、報道によりますと、政府の「経済財政運営の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の原案に、初めて「人口減対策」が盛り込まれるようであります。いよいよ国も、本腰を上げるものと思われますので、当町においても国の動きを注視しつつ、町としてやるべきことに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さて、5月21日に開園した「長谷ぼたん園」は、天気にも恵まれ、素晴らしいぼたんの花が来場者を魅了いたしました。現在は、昨年植栽した「シャクヤク」の花が見頃を迎えておりますので、議員各位におかれましても、ぜひご鑑賞いただきたいと思います。

農作物の現況についてであります。まず「水稻」につきましては、昨年9月の馬淵川の氾濫により、土砂の流入被害を受けた水田も、現在は国の災害復旧事業による土砂排除工事が順調に進み、ほぼ例年どおりの時期に田植え作業が始まり、5月末時点での進捗率は9割程度となっております。

リンゴとサクランボに関しては、4月の低温により一部で霜による被害が発生したものの、その後は好天に恵まれ、順調に生育しております。

来る6月20日には、「さくらんぼ狩り」が始まります。5月30日、町内40箇所の観光農園で調査したところでは、平年より多い着果数となっていることが確認されました。大豊作だった昨年ほどではありませんが、平年をやや上回る出来が期待できる状況であります。

また、オリジナルギフトカードを作成した、NPO法人青森なんぶの達者村の若手農家の皆さんや、名久井岳トレイルランニングを開催した総合型クラブ「ななっち」の皆さんをはじめとして、着実に次世代が動き出しています。南部町を盛り上げたいと、それぞれの立場で頑張っている方々を、しっかりと後押ししていくことが、我々世代の、そして行政の役割だと思っております。

す。

職員にも話しているところでありますが、議会でご質問、ご指摘いただいたことに対して、お答え申し上げたことで終わりではございません。むしろ、ここからが始まりであり、ご質問の意図を理解し、さらに発展させ、未来につながる施策にしていくことが我々の使命だと考えております。

今後とも、元気な南部町、住んで良かったと思われる南部町になるよう誠心誠意努力して参りたいと思っておりますので、議員各位のこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、閉会に当たり私からも一言、あいさつを申し上げます。

今期定例会は、5月30日から本日までの8日間でありましたが、円滑な議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め理事者各位に置かれましては議案の説明にご協力をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く御礼を申し上げます。閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、第57回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時18分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 沼 畑 俊 一

署 名 議 員 根 市 勲